

第7期

平川市障がい福祉計画

第3期

平川市障がい児福祉計画



令和6年3月

目 次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象者	2
4 計画の期間	3

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	4
2 計画の基本的な視点	5

第3章 成果目標

1 障害福祉サービス等の給付体系について	7
2 成果目標	8

第4章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量	17
2 地域生活支援事業の見込量	32

第5章 計画の推進体制

1 計画の進行管理	46
2 国・県への要望	47
3 地域自立支援協議会との連携	47

この計画では、本文中で「障害」（全て漢字）と「障がい」（害をひらがな）の2種類の表記を使用しています。法律や制度に基づく固有名詞及び引用文は「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記しています。

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたことにより、これまで障がい種別ごとに異なる法律で提供されていた障害福祉サービスが一元化され、市町村が主体となってサービスを提供することになりました。その後、平成25年4月の改正により施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の対象となる障がい者の範囲の見直しや、障がい者等に対する相談支援の拡充が行われ、きめ細やかな支援が進められてきました。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年度から施行され、市町村は国が定める基本指針に基づき「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を策定することとされたことから、本市においては、平成30年度からこの二つの計画を一体的に策定しています。

令和2年度には「第6期平川市障がい福祉計画及び第2期平川市障がい児福祉計画（以下「第6期計画」という。）」を策定し、障がい児・者の地域生活を支援するため、サービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進に取り組んできました。

今般、第6期計画の計画期間が令和5年度に終了することから、国の動向、これまでの計画の進捗状況や課題、ニーズを踏まえ、令和8年度末に向けた数値目標を再設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策を定めた「第7期平川市障がい福祉計画及び第3期平川市障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定し、本市における施策の一層の充実を図るものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）に即し、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の各種サービスが計画的に提供されるよう、数値目標の設定及びサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

(2) 市の計画との関係

本計画は、市の最も基本となる計画である「平川市長期総合プラン」の部門別計画として位置づけられた「平川市障がい者計画」に即した実施計画の一部となっています。また、本計画に関連する計画として、「平川市地域福祉計画」をはじめ、高齢者や子ども、保健施策分野の計画等があり、これらの計画との整合を考慮するものとします。

3 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病

その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいいます。また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

4 計画の期間

市町村の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、3年ごとに策定することとされているため、本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
国の障害者基本計画		第4次				第5次				
青森県障害者計画		第3次				第4次				
青森県障害福祉サービス計画		第5期	第6期		第7期					
平川市障がい者計画		第2次前期			第2次後期					
平川市障がい福祉計画		第5期	第6期		第7期					
平川市障がい児福祉計画		第1期	第2期		第3期					

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、上位計画である「平川市障がい者計画」の基本理念『障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合う社会をめざして』を共有するものとします。

**障がいの有無にかかわらず
互いに人格と個性を尊重し
ともに支え合う社会をめざして**

～ 『平川市障がい者計画』より

障がいのある人のその人らしい自立と社会参加をめざし、これまでの計画にあるだれもが住み慣れた地域や家庭で、普通に生活ができるような社会をめざす「ノーマライゼーション*」の理念と、障がい者の持つ能力が最大限に発揮でき、全人間的な復権をめざすという「リハビリテーション*」の理念の2つの理念を継承しつつ、「ソーシャルインクルージョン*」の推進のために基本理念を掲げます。

*用語解説

ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、地域の中で同じように生活を営める社会が普通の社会であるという考え方。

リハビリテーション：障がいのある人の身体的・精神的、社会的能力を最大限に回復させ積極的な自立を促すことで、リハビリテーションには医学的、教育的、職業的、社会的リハビリテーションの4つの分野があります。

ソーシャルインクルージョン：社会的に弱い立場にある人々を排除・孤立させるのではなく、共に支え合い生活していこうという考えで、「社会的包摂」と訳されます。

2 計画の基本的な視点

本計画の策定に当たっては、第6期計画と同様に、次の4つの視点から課題の整理、施策の検討、環境整備、支援体制などを検討していきます。

視点1

サービスを利用している障がいのある人たちの視点

■ 課題の整理

- 障害者総合支援法において最も影響を受ける人は、障害福祉サービスなどを実際に受けている利用者となります。
- 障がいの種類や個々のニーズも多様化しているので、利用者が必ずしも満足のいくサービスを確実に受けているとは限らない面があります。

■ 施策などの検討

- インフォーマルサービス*の活用について、ニーズの多様化に対応できる相談体制を検討していきます。

*用語解説

インフォーマルサービス：公的な制度では対応できない問題を解決するために利用するサービス

視点2

サービスを利用していない障がいのある人たちの視点

■ 課題の整理

- サービスを利用していない障がいのある人たちの中には、サービスを必要としない人と、サービスを利用したくても利用できない人がいます。

■ 施策などの検討

- 障がいのある人たちの中でも、自分の力で自立しようと努力している人には、将来、要介護状態にならないような予防施策や地域参加ができるサポートが必要です。
- ひとり暮らしや障がいのある高齢者などが、支援の必要性を自ら声に出

せない場合には、孤立状態にならないような対策を検討する必要があります。

視点3 障がいのある人たちの家族・家庭の視点

■ 課題の整理

- 障がいのある人たちを支援するにあたって、当事者だけでなく介助している家族や家庭への配慮も必要となります。
- 特に障がいのある子どもを育てる保護者は、長い年月を経る間に心身ともに疲れ果て余裕がなくなり、子どもとうまく接することができなくなることがあります。

■ 施策などの検討

- 障がいのある人たちの家族を当事者の最も身近な支援者と考えるのではなく、障がいのある人たちと同様にその家族もサービスや支援を受ける当事者と考えする必要があります。
- 一般の人たちと同じような就労や地域での交流、余暇活動への積極的な参加を提供できる仕組みを検討していきます。

視点4 サービス事業者の視点

■ 課題の整理

- 障がいの多様化などにより、これまで以上に障がいのある人たちに対する支援を広く対応する必要が高まっています。
- また同時に、従来の事業を含めて事業実施の適正化を図る必要がありますが、これについても事業者への効果的な啓発などが必要となっています。

■ 施策などの検討

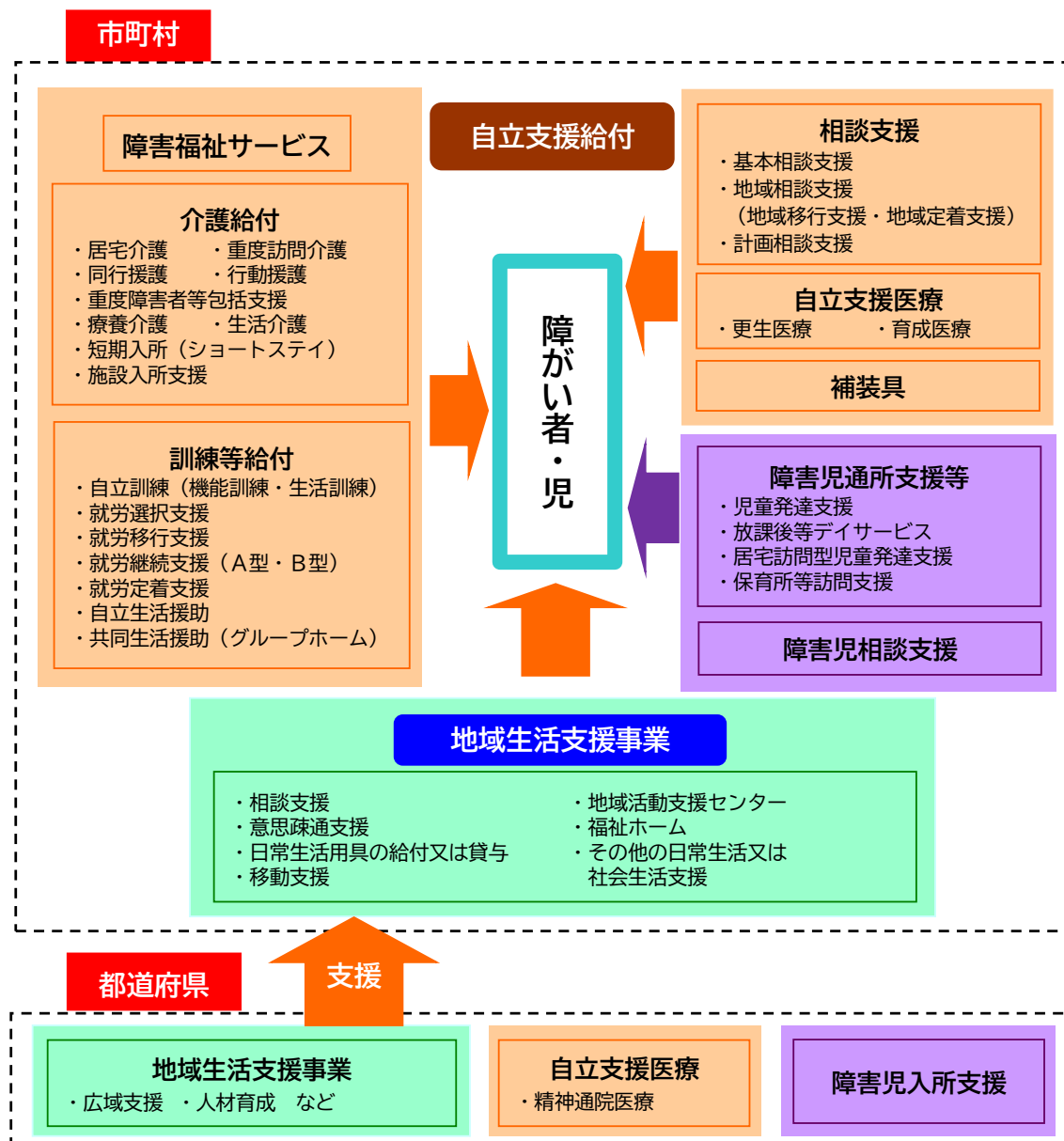
- 事業者の視点を取り入れた実効性のある計画とする必要があります。

第3章 成果目標

1 障害福祉サービス等の給付体系について

本計画において、「障害福祉サービス等」とは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を、「障害児通所支援等」とは児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援をいいます。

図1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の給付体系



2 成果目標

国が定める基本指針に基づき、令和8年度を新たな目標年度とする障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、成果目標を設定し、また、目標を達成するために、障害福祉サービス等の必要な量等を活動指標として見込み、その確保のための方策を定めます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、従来の体系で福祉施設に入所している障がい者のうち、自立訓練、就労移行支援事業などを活用し、グループホーム、一般住宅などに移行する者の数を見込み、令和8年度末における地域生活移行者数の目標を設定します。

本市の施設入所者は重度の障がい者が多く、高齢化が進んでいることから、地域生活への移行が難しいうえ、施設入所の待機者も多く、計画的な施設入所者数の削減は困難となっています。

国の基本指針では、令和4年度末の実績値を踏まえ、第6期計画の未達成割合を加えた割合以上を目標値とすることとされていますが、本計画においては、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、未達成割合を加えないものとして目標値を設定します。

【国の基本指針】

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

表1 第6期計画における施設入所者の地域生活への移行者数（R3～R5）

項目	目標	実績又は見込み	備考
令和元年度末の施設入所者数	71人	71人	
令和5年度末の施設入所者数	69人	73人	
地域生活移行者数 (削減割合)	5人 (6.0%)	3人 (4.2%)	未達成割合 1.8%
施設入所者の削減数 (削減割合)	2人 (1.6%)	△2人 (△2.8%)	未達成割合 4.4%

表2 本計画における施設入所者の地域生活への移行者数（R6～R8）

項目	目標	備考
地域生活移行者数 (削減割合)	5人 (6.0%)	基準日（令和4年度末）における 施設入所者数74人
施設入所者の削減数 (削減割合)	4人 (5.0%)	

（2）精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の構築が必要となることから、各関係機関や当事者及び家族等の関係者ごとに連携をとりながら進めていきます。

現に利用している精神障がいのある人の数やニーズを把握しながら、入院中の精神障がいのある人のうち地域移行支援の利用が見込まれる者や地域生活への移行後に地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用が見込まれる者に対しての支援体制の強化に努めます。

【国の基本指針】

- 精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とする。
- 精神病棟の1年以上の長期入院患者数の目標値を設定する。
- 精神病棟において、入院後3か月時点の退院率68.9%、同じく6か月時

点の退院率84.5%、同じく1年時点の退院率91.0%を基本とする。

表3 保健・医療・福祉関係者による協議の場

項目	第6期計画	本計画
保健・医療・福祉関係者による協議の場	障がい保健医療福祉圏域※に1か所 →設置済	障がい保健医療福祉圏域に設置済
協議の場の開催回数		1回
関係者の参加者数		保健、医療、福祉、介護、当事者・家族等の関係者ごとに1人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回

※障がい保健医療福祉圏域：中南地域県民局地域健康福祉部保健総室（弘前保健所）管内の8市町村（以下同じ）

表4 精神障がい者の利用者数及び見込量

項目	第6期計画	本計画
地域移行支援		1人
地域定着支援		1人
共同生活援助		36人
自立生活援助		1人
自立訓練（生活訓練）		1人

（3） 地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ地域生活支援拠点等の整備やコーディネーターの配置等による効果的な支援体制の構築を図るとともに、障がい者の地域生活への移行の支援や地域生活支援の充実を図るため、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証、検討に努めます。

また、強度行動障がいのある人に対して、適切な支援ができるよう、障害支援区分認定調査やアンケート調査の実施等により支援ニーズを把握するほか、地域における課題の整理や、専門的人材の育成、地域資源等の開発等により、地域の

関係機関と連携し、支援体制の整備を図ります。

【国の基本指針】

- 平成8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築する。また、年1回以上の支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を基本とする。
- 各市町村又は各圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備する。

表5 地域生活支援の充実

項目	第6期計画	本計画
地域生活支援拠点等の設置箇所数	障がい保健医療福祉圏に1か所 →未設置	共同整備により1か所
コーディネーターの配置人数		共同整備により1人
支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討		年1回以上
強度行動障がい者を有する障がい者への支援体制の整備		共同整備により支援体制を整備

（4）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援等を利用して、令和8年度までに一般就労*に移行する者の目標人数を設定します。

就労移行支援等を利用して一般就労に移行した方は、第4期計画期間中3人、第5期計画期間7人で、第6期計画期間においても7人が一般就労へ移行する見込みであり、本計画期間においても、引き続き一般就労に移行するための支援を行っていきます。また、庁内各部局に対し、市内の福祉施設が受注可能な業務について委託を働きかけ、官公庁の受注拡大による需要の増加に努めるとともに、併せて施設での工賃の底上げを図る取組を推進します。

*一般就労：福祉サービスを受けながら働く「福祉的就労」に対し、一般の企業などで障が

い者であることを認識したうえでの雇用形態に基づいて働くこと。

【国の基本指針】

- 就労移行支援等を利用して、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業については、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.31倍以上とし、さらに、就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業については、令和8年度中に一般就労に移行する者を、それぞれの令和3年度実績の概ね1.29倍以上及び1.28倍以上を目指す。
- 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上、就労定着事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。

表6 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	第6期計画	本計画	備考
一般就労移行者	2人 (1.27倍)	5人 (1.28倍)	基準時(令和3年度)の実績 2人
就労移行支援事業所		3人 (1.31倍)	基準時(令和3年度)の実績 2人
就労継続支援A型事業所		1人 (1.29倍)	基準時(令和3年度)の実績 0人
就労継続支援B型事業所		1人 (1.28倍)	基準時(令和3年度)の実績 0人
一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合		5割以上	市内の就労移行支援事業所1か所
一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者		1人 (1.41倍)	基準時(令和3年度)の実績 0人
就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合		2.5割以上	市内の就労定着支援事業所0か所

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援を行うに当たっては、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるよう、児童発達支援センターは地域の中核的な役割を果たす機関として、障害児通所支援事業所等と連携し、地域の支援体制の整備を図る必要があります。

このため、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用し、保育所等と連携・協力しながら、障がい児やその家族の支援に関する専門的支援や助言を行うことで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を図ります。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児等、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制を充実させるため、主に重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の整備に努めるとともに、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、コーディネーターを配置し、協議の場において、地域における課題の整理、地域資源の開発等を行います。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- 令和8年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- 令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- 令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

表7 障がい児支援の提供体制の整備

項 目	第6期計画	本計画
児童発達支援センターの設置	市内に1か所 →設置済	市内に1か所設置済
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	/	保育所等訪問支援の活用による推進体制の構築
〔第6期計画〕 保育所等訪問支援の利用 できる体制の構築		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	/	障がい保健福祉圏域に1か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	障がい保健福祉圏域に1か所 →設置済	障がい保健福祉圏域に設置済
医療的ケア児等の支援を調整するコーディネーターの配置数	障がい保健福祉圏域に配置 →市に1人配置	3人

（6） 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化のため、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図るとともに、協議会専門部会において、地域における個別事例の検討を通じて明らかになった地域の課題を整理・共有し、協議会において問題解決に向けた地域サービス基盤の開発・改善を進めます。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに各市町村に基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同整備を含む）し、総合的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 各市町村において、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、そのために必要な協議会の体制を確保する。

表8 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化のための取組

項 目	第6期計画	本計画
基幹相談支援センターの設置		共同整備により1か所
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保		体制の構築
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		3回
個別事例の支援内容の検証の実施回数		1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		共同整備により1人

表9 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善のための取組

項 目	第6期計画	本計画
協議会の体制確保		体制の構築
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数		3回
参加事業者・機関数		13か所
専門部会の設置数		3部会
専門部会の実施回数		1部会あたり3回

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障がい者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うため、障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況を把握したうえで、検証を行う必要があります。

また、障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすた

めの取組や適正な運営を行っている事業所の確保が必要となります。

このため、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や事業所との情報共有、県が実施する指導監査結果を共有できる体制づくりに取り組めます。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに市町村において障害福祉サービスを向上させるための取組を実施する体制を構築する。

表10 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

項 目		第6期計画	本計画
障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加人数			1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無		体制の構築
	実施回数		1回

第4章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量

障害福祉サービス及び相談支援並びに障害児通所支援及び障害児相談支援に係るサービスの見込量とその確保方策について、障がいのある人たちのニーズや第6期計画までの利用実績を踏まえ設定しました。

(1) 訪問系サービス

■ サービスの内容

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

■ 現状と課題

障がいのある人の自立に大きく関わるサービスであり、入所者並びに入院者の地域移行のためにも重要な社会資源ですが、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援については、近年、いずれも支給実績がありません。

安定的なサービスの提供や、障がいのある人の状況に応じた適切な支援が十分に可能となるように、基盤整備の促進、利用者に対するサービス内容の周知等の強化、サービスの質の向上、福祉人材の確保が課題となります。

■ 見込量

- 居宅介護の利用実績は、令和4年3月時49人、令和5年3月時59人と、第6期計画の見込量を上回っています。本計画では、令和5年3月時点の利用実績をベースに、年間7人増、月利用時間10時間/人として見込量を推計しました。
- 重度訪問介護は、令和5年5月時点において利用実績はありませんが、過去に利用実績があったこと、利用ニーズがあることから、本計画では期間中の利用者1人、月利用時間8時間/人として見込量を推計しました。
- 同行援護及び行動援護は、これまで利用実績はありませんが、利用ニーズがあることから、本計画では期間中の利用者1人、月利用時間8時間/人として見込量を推計しました。
- 重度障害者等包括支援は、これまで利用実績がないこと、県内に事業所がなく、現時点ではサービス量の確保ができないことから、本計画では見込みませんでした。利用希望があった場合は、他の複数のサービスを組み合わせて対応していきます。

「訪問系サービス」の第6期計画策定時の見込量及び実績、本計画の見込量は、次のとおりです。

表11 訪問系サービスの第6期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
居宅介護	人/月	43	44	45	49	59	66
	時間/月	387	396	405	517	588	660
重度訪問介護	人/月	1	1	1	0	0	0
	時間/月	2	2	2	0	0	0
同行援護	人/月	1	1	1	0	0	0
	時間/月	8	8	8	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※実績は各年度3月分、R5年度は推計

表 12 訪問系サービスの見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
居宅介護	人/月	73	80	87
	時間/月	730	800	870
重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	8	8	8
同行援護	人/月	1	1	1
	時間/月	8	8	8
行動援護	人/月	1	1	1
	時間/月	8	8	8
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

■ 今後の方策

地域移行を進めるため、利用者等に対しサービス内容の周知を図るとともに、見込量の増加に対応できるよう、事業者に対し広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。また、サービスに関する情報提供の充実や、関係機関による人材確保のためのネットワークの構築などにより、サービス量の確保と質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■ サービスの内容

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護をする人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で障がいのある人の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者との相談を通じて生活面の課題、企業や関係機関等との連絡調整、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。

■ 現状と課題

日中における介護、一般就労等に向けた訓練や福祉的就労の場を提供する日中活動系サービスは、障がいのある人の自立を支援するために欠かせないサービスです。また、施設入所者などの地域移行を推進するためには、自立訓練（機能・生活）の充実や日中の活動場所の確保が重要であることから、今後も継続してサービス提供体制の整備を進める必要があります。

■ 見込量

- 療養介護の利用実績は、令和4年3月時8人、令和5年3月時8人で、同年5月時においても8人と同数であることから、本計画では期間中の増減はないものとして見込量を推計しました。
- 生活介護の利用実績は、令和4年3月時116人、令和5年3月時113人と、第6期計画の見込量に近い数値となっています。本計画では令和6年3月時点の推計人数をベースに、新規利用者を年間1人増、月利用日数21日／人として見込量を推計しました。
- 短期入所（福祉型）の利用実績は、令和4年3月時4人、令和5年3月時4人

と、第6期計画の見込量を下回っています。本計画では令和5年3月時点の利用実績をベースに、年間1人増、月利用日数17日/人として見込量を推計しました。

- 短期入所（医療型）は、令和5年5月時点において利用実績はありませんが、過去に利用実績があったことから、本計画では期間中1人、月利用日数5日/人として見込量を推計しました。
- 自立訓練（機能訓練）は、令和5年5月時点において利用実績はありませんが、過去に利用実績があったことから、本計画では期間中1人、月利用日数14日/人として見込量を推計しました。
- 自立訓練（生活訓練）の利用実績は、令和4年3月時1人、令和5年3月時0人と、第6期計画の見込量を下回っていますが、令和5年5月時3人と利用者が増えたことから、本計画では令和6年3月時点の推計人数をベースに、年間1人増、月利用日数21日/人として見込量を推計しました。
- 就労選択支援は、令和4年12月の障害者総合支援法の一部改正により創設されたサービスで、令和7年10月開始予定です。対象者は就労支援事業の利用希望者や一般就労中の一時利用者等を予定しており、就労支援事業利用者の約3割として見込量を推計しました。なお、令和7年10月開始予定のため、令和7年度は見込量を2分の1としました。
- 就労移行支援の利用実績は、令和4年3月時9人、令和5年3月時7人と見込量を下回っていることから、本計画では令和5年3月時点の利用実績をベースに、年間1人増、月利用日数18日/人として見込量を推計しました。
- 就労定着支援は、これまで利用実績がなく、近隣市町村に事業所ありませんが、ニーズがあることから、本計画では期間中1人として見込量を推計しました。
- 就労継続支援A型の利用実績は、令和4年3月時41人、令和5年3月時37人と、第6期計画の見込量を下回っていますが、令和5年5月時42人と利用者が増えたことから、本計画では令和6年3月時点の推計人数をベースに、年間2人増、月利用日数20日/人として見込量を推計しました。
- 就労継続支援B型の利用実績は、令和4年3月時92人、令和5年3月時105人と第6期計画を上回っていることから、本計画では令和5年3月時点の利用実績をベースに、年間3人増、月利用日数18日/人として見込量を推計しました。

「日中活動系サービス」の第6期計画策定時の見込量及び実績、本計画の見込量は、次のとおりです。

表13 日中活動系サービスの第6期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
療養介護	人/月	10	10	10	8	8	8
生活介護	人/月	111	113	115	116	113	116
	人日/月	2,220	2,260	2,300	2,396	2,323	2,436
短期入所(福祉型)	人/月	5	6	7	4	4	5
	人日/月	70	84	98	85	40	85
短期入所(医療型)	人/月	1	1	1	0	0	0
	人日/月	5	5	5	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	5	0	0	0
	人日/月	14	14	14	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	5	6	7	1	0	3
	人日/月	70	84	98	3	0	62
就労移行支援	人/月	10	11	12	9	7	8
	人日/月	200	220	240	173	127	144
就労定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0
就労継続支援A型	人/月	40	42	44	41	37	41
	人日/月	800	840	880	846	777	820
就労継続支援B型	人/月	94	97	100	92	105	108
	人日/月	1,692	1,746	1,800	1,700	1,915	1,944

※実績は各年度3月分、R5年度は推計

表 14 日中活動系サービス見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
療養介護	人/月	8	8	8
生活介護	人/月	117 (3)	118 (3)	119 (3)
	人日/月	2,457 (63)	2,478 (63)	2,499 (63)
短期入所(福祉型)	人/月	6 (1)	7 (1)	8 (1)
	人日/月	102 (17)	119 (17)	136 (17)
短期入所(医療型)	人/月	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	人日/月	5 (5)	5 (5)	5 (5)
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	14	14	14
自立訓練(生活訓練)	人/月	4	5	6
	人日/月	84	105	126
就労選択支援	人/月		28	58
就労移行支援	人/月	9	10	11
	人日/月	162	180	198
就労定着支援	人/月	1	1	1
就労継続支援A型	人/月	43	45	47
	人日/月	860	900	940
就労継続支援B型	人/月	111	114	117
	人日/月	1,998	2,052	2,106

※ () は重度障がい者(再掲)

■ 今後の方策

生活介護や短期入所は、特に常時介護を必要とする身体障がいや知的障がいのある人のニーズが高いことから、今後の見込量の増加に対応できるよう、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

また、障がいのある人の一般就労の実現に向け、就労移行支援等のサービス利用

促進のために事業の周知を図るとともに、事業所と連携し、利用者の工賃の増額等につながる方策等の検討を進めます。

(3) 居住系サービス

■ サービスの内容

サービス名	内 容
共同生活援助(グループホーム)	障がい者に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や食事提供等の支援又は入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立生活援助	共同生活援助又は施設入所支援のサービスを受けていた障がい者が居宅における自立した日常生活を営むため、定期的巡回又は随時通報を受け、障がい者からの相談、情報の提供及び助言、援助を行います。

■ 現状と課題

共同生活援助（グループホーム）の利用者は増加傾向にあることから、サービスの提供に必要な基盤整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応できるよう、サービスの質を高める取組も必要となります。

また、自立生活援助、地域移行支援等により、地域生活への移行を推進していますが、施設入所支援については、利用者の意思や状況等を踏まえ、真に必要なサービスを検討したうえで進める必要があります。

■ 見込量

- 共同生活援助（グループホーム）の利用実績は、令和4年3月時54人、令和5年3月時60人と、第6期計画の見込量を上回っていることから、本計画では令和6年3月時点の推計人数をベースに、年間3人増として見込量を推計しました。
- 施設入所支援の利用実績は、令和4年3月時73人、令和5年3月時74人と第6期計画の見込量を上回っていますが、本計画では、入所者の地域移行の推進

を図り、令和6年3月時点の推計人数をベースに、年間1人減として見込量を推計しました。

- **自立生活援助**は、これまで利用実績はありませんが、ニーズがあることから、本計画では期間中1人として見込量を推計しました。

「居住系サービス」の第6期計画策定時の見込量及び実績、本計画の見込量は、次のとおりです。

表 15 居住系サービスの第6期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	52	54	56	54	60	62
施設入所支援	人/月	71	70	69	73	74	73
自立生活援助	人/月	1	1	1	0	0	0

※実績は各年度3月分、R5年度は推計

表 16 居住系サービスの見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	65 (2)	68 (2)	71 (2)
施設入所支援	人/月	72	71	70
自立生活援助	人/月	1	1	1

※ () は重度障がい者 (再掲)

■ 今後の方策

施設入所支援を利用する障がいのある人のうち地域移行が可能な方については、施設と連携を図り、円滑な地域移行を促進し、居宅での自立した日常生活のための支援を行います。

また、共同生活援助 (グループホーム) は、長期入所や長期入院している障がいのある人の地域移行を進めるうえで受け皿となる役割を担っており、今後も利用者の増加が見込まれることから、見込量の増加に対応できるよう、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

(4) 相談支援

■ サービスの内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人からの相談に応じて必要な情報を提供し、障害福祉サービスの利用に係る計画的な支援を継続的に必要とする方に対して、サービス等利用計画を作成するものです。
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要な場合、地域での生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。
地域定着支援	施設や病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した障がい者に対して、常時連絡体制を確保し、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものです。

■ 現状と課題

平成24年4月以降整備法*に基づき、サービスを利用する全ての障がい者にサービス利用計画を作成しており、令和4年度は年間890件（月平均74件）の計画相談支援を行っています。

計画相談支援は市内3事業所で実施しており、全体の約45.5%が市内事業所の作成となっていますが、障害福祉サービスの利用者が増加傾向にあることから、新規利用者の対応に時間を要する場合や、状況によっては対応できない場合があります。

*整備法：地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律

■ 見込量

- 計画相談支援の利用実績は、令和4年3月時61人、令和5年3月時63人と、第6期計画の見込量を下回っています。月ごとの利用量に変動がありますが、本計画では令和5年3月時点の利用実績をベースに、年間3人増として見込量を推計しました。
- 地域移行支援の利用実績は、令和4年3月時2人、令和5年3月時0人と、第

6期計画の見込量を下回っていますが、ニーズがあることから、本計画では、期間中3人として見込量を推計しました。

- 地域定着支援は、これまで利用実績はありませんが、ニーズがあることから、本計画では、期間中1人として見込量を推計しました。

「相談支援」の第6期計画策定時の見込量及び実績、本計画の見込量は、次のとおりです。

表 17 相談支援の第6期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
計画相談支援	人/月	61	66	71	61	63	66
地域移行支援	人/月	3	3	3	2	0	1
地域定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0

※実績は各年度3月分、R5年度は推計

表 18 相談支援の見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
計画相談支援	人/月	69	72	75
地域移行支援	人/月	3	3	3
地域定着支援	人/月	1	1	1

■ 今後の方策

計画相談支援については、障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援するため、計画相談支援体制の強化に努めるとともに、今後の見込量の増加に対応できるよう、多様な事業者の参入を促進します。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、障がいのある人の地域移行を推進するため、地域自立支援協議会をはじめとする関係機関や相談支援事業所と連携し、サービスが積極的に活用されるよう周知を図ります。

(5) 障害児通所支援

■ サービスの内容

サービス名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び肢体不自由児の治療を行うものです。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等（保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設など）を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童に対し、児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けるために外出することが困難な場合に、児童の居宅を訪問し基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

■ 現状と課題

障害児通所支援は、障がい児が身近な地域において専門的な療育支援や発達支援を受けるために必要なサービスであり、障がい児一人一人のニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

また、年々利用者が増加していることから、放課後等デイサービスなど一部のサービスでは新規利用者の受入が難しい場合があります。

■ 見込量

- 児童発達支援の利用実績は、令和4年3月時23人、令和5年3月時26人、と第6期計画の見込量を上回っていますが、放課後等デイサービスへの移行により、令和5年5月時20人となっています。今後の児童数の減も考慮し、本計画では、令和5年3月時点の利用実績をベースに、年間2人増、月利用日数12日／人として見込量を推計しました。
- 放課後等デイサービスの利用実績は、令和4年3月時63人、令和5年3月時

71人、同年5月時75人と第6期計画の見込量を下回っています。

本計画では、児童発達支援からの移行者も考慮し、令和5年3月時点の利用実績をベースに、年5人増、月利用日数16日/人として見込量を推計しました。

- 保育所等訪問支援の利用実績は、令和4年3月時1人、令和5年3月時1人と第6期計画の見込量を下回っていますが、令和5年度に利用者が増えたことから、本計画では、令和6年3月の推計人数をベースに、年1人増、月利用日数2日/人として見込量を推計しました。
- 居宅訪問型児童発達支援は、これまで利用実績はありませんが、本計画では期間中の利用者1人、月利用日数5日/人として見込量を推計しました。

「障害児通所支援」の第6期計画策定時の見込量及び実績、本計画の見込量は、次のとおりです。

表19 障害児通所支援の第6期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
児童発達支援	人/月	21	24	27	23	26	28
	人日/月	273	312	351	266	352	336
放課後等デイサービス	人/月	66	72	78	63	71	76
	人日/月	990	1,080	1,170	914	1,127	1,216
保育所等訪問支援	人/月	3	4	5	1	1	3
	人日/月	6	8	10	2	2	6
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1	0	0	0
	人日/月	5	5	5	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1	0	0	0
	人日/月	5	5	5	0	0	0

※実績は各年度3月分、R5年度は推計

表 20 障害児通所支援の見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
児童発達支援	人/月	30	32	34
	人日/月	360	384	408
放課後等デイサービス	人/月	81	86	91
	人日/月	1,296	1,376	1,456
保育所等訪問支援	人/月	4	5	6
	人日/月	8	10	12
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5

■ 今後の方策

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、今後の見込量の増加に対応できるように、多様な事業者の参入を促進します。

また、居宅訪問型児童発達支援については、児童発達支援事業所への働きかけ等により、サービス提供体制の整備を促進するとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。

また、地域で生活する障がい児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介や情報の発信を行います。

(6) 障害児相談支援

■ サービスの内容

サービス名	内 容
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の利用申請時に障害児支援計画の作成を行うほか、利用開始後、モニタリングによって効果を検証し、また一定期間ごとにその計画の見直しを行う等の支援を行います。

■ 現状と課題

障害児相談支援は市内1事業所で実施しており、全体の54.5%が市内事業所の作成となっていますが、障がい児とその家族のニーズに応じた十分なサービスの見込量を確保することが求められます。

■ 見込量

- 障害児相談支援の利用実績は、令和4年3月時32人、令和5年3月時28人と、第6期計画の見込量に近い数値となっています。月ごとの利用量に変動がありますが、本計画では令和5年3月時点の利用実績をベースに、年間3人増として見込量を推計しました。

「障害児相談支援」の第6期計画策定時の見込量及び実績、本計画の見込量は、次のとおりです。

表 21 障害児相談支援の第6期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
障害児相談支援	人/月	28	31	34	32	28	31

※実績は各年度3月分、R5年度は推計

表 22 障害児相談支援の見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
障害児相談支援	人/月	34	37	40

■ 今後の方策

障害児相談支援においては、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたマネジメントによりきめ細かく支援するため、提供体制を整備していく必要があります。また、今後の見込量の増加に対応できるよう、多様な事業者の参入を促進します。

2 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業に係るサービスの見込量とその確保方策について、障がいのある人たちのニーズや第6期計画までの利用実績を踏まえ設定しました。

(1) 相談支援事業

■ サービスの内容

サービス名	内 容
相談支援事業	障がいのある人等の福祉に関する各問題について、本人、その保護者又は介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援事業の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援に対応するほか、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援体制の強化のほか、特に必要と認められる能力をもつ専門的職員を配置し、専門的な相談支援を要する困難ケースなどへの対応ができる相談支援事業者へ委託し、指導・助言を行います。
住宅入居等支援事業	障がいのある人で、賃貸契約による一般住宅（公営住宅・民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て））への入居を希望している人が、保証人がいないなどの理由により入居が困難な場合、入居に必要な調整に係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて地域生活を支援します。

■ 現状と課題

本市では、庁内障がい福祉担当課に相談窓口を設置し、随時相談に対応するほか、地域活動支援センターに相談機能を委託し実施しています。現在、市内1か所、弘前市内6か所、黒石市内1か所の法人等に対し、障害者相談支援事業を委託し、一般的な相談に加え、様々な状況下において障がいのある人の地域生活を支える支援を行っています。

障がいのある人のニーズは多様化、複雑化しており、また、今後は発達障がいや高次脳機能障がいなどに対する専門的な各種支援が求められます。

■ 見込量

「相談支援事業」の第6期計画の利用見込量、実施見込か所数及び実績、本計画の利用見込量、実施見込か所数は、次のとおりです。

表 23 相談支援事業の第6期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
相談支援利用者	人	220	240	260	416	445	460
障害者相談支援事業	か所	7	7	7	7	8	8
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター機能強化事業	か所	7	7	7	7	8	8
住宅入居等支援事業	か所	7	7	7	7	8	8

※R5年度は推計

表 24 相談支援事業の見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
相談支援利用者	人	480	500	520
障害者相談支援事業	か所	8	8	8
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

■ 今後の方策

障がいのある人の地域での日常生活を支援するため、相談支援機能の充実、ケアマネジメント体制の整備を含めた相談支援の質の向上を図る必要があります。

また、地域における相談支援事業の中核的な役割を担う機関として、総合的・専

門的な相談支援に対応し、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言、連携強化の取組を推進するため、基幹相談支援センターの設置に向け検討していきます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

■ サービスの内容

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用が必要であると認められる知的障がいや精神障がいのある人であって、補助を受けなければ制度の利用が困難である場合、申立てに要する費用及び後見等の報酬等を助成します。

■ 現状と課題

障がいのある人やその家族の高齢化により、相談が増えているものの、利用者は多くないことから、申立ての手続きは関係機関と連携し、対応する必要があります。

■ 見込量

「成年後見制度利用支援事業」の第6期計画の利用見込量及び利用実績、本計画の利用見込量は、次のとおりです。

表 25 成年後見制度利用支援事業の第6期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1	0	1	2

※R5年度は推計

表 26 成年後見制度利用支援事業の見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
成年後見制度利用支援事業	件	2	2	2

■ 今後の方策

相談支援事業所や弘前圏域権利擁護センター、平川市社会福祉協議会など関係機関と連携し、更なる制度の普及・啓発を推進します。

(3) 成年後見制度法人後見利用支援事業

■ サービスの内容

サービス名	内 容
成年後見制度法人後見利用支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■ 現状と課題

本市において法人後見を実施しているのは1法人のみで、現在のところ、他法人の実施予定はありません。法人後見を行う事業所に対する研修会の開催や立ち上げ支援など、法人後見の活動を推進する体制の整備が必要となります。

■ 見込量

本市の実施体制が整備されていないことから、本計画では見込量を策定していません。今後、体制整備に向け、検討していきます。

「成年後見制度法人後見利用支援」の第6期計画の利用見込量及び利用実績、本計画の利用見込量は、次のとおりです。

表 27 成年後見制度法人後見利用支援事業の第6期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
成年後見制度法人後見利用支援事業	か所	0	0	0	0	0	0

※R5年度は推計

表 28 成年後見制度法人後見利用支援事業の見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
成年後見制度法人後見利用支援事業	実施の有無	無	無	無

■ 今後の方策

法人が後見人となることで、成年後見制度の利用者に対して継続的な支援が行われるようになるため、法人後見の活動を推進する体制整備に向けて検討するとともに、市内の法人に対して制度の周知・啓発を図ります。

(4) 意思疎通支援事業

■ サービスの内容

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のあるに、手話通訳などの方法により、障がいのある人とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者などの派遣などを行います。

■ 現状と課題

手話通訳者派遣事業においては、登録された手話通訳者を派遣して対応していますが、手話通訳設置事業においては、手話通訳者等の確保が難しいことから、令和3年2月に遠隔手話通訳等サービスを導入し、利用者の利便性を図っています。

また、令和2年4月に手話言語条例を制定し、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び普及、手話を使用しやすい環境づくり、市民が共生することのできる地域社会の実現をめざします。

■ 見込量

「意思疎通支援事業」の第6期計画の利用見込量及び利用実績、本計画の利用見込量は、次のとおりです。

表 29 意思疎通支援事業の第 6 期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
手話通訳者派遣事業	件	3	3	3	24	16	20
要約筆記者派遣事業	件	1	1	1	0	0	0
手話通訳設置事業	か所	1	1	1	1	1	1

※R5 年度は推計

表 30 意思疎通支援事業の見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
手話通訳者派遣事業	件	24	24	24
要約筆記者派遣事業	件	1	1	1
手話通訳設置事業	か所	1	1	1

■ 今後の方策

障がいのある人の意思疎通に必要となるサービス提供を引き続き行うとともに、更なる制度の普及・啓発を推進します。

(5) 日常生活用具給付事業

■ サービスの内容

サービス名	内 容
日常生活用具給付事業	在宅の重度障がいのある人の日常生活を容易にするため、障がいの種別や程度に応じて、障がいのある人が利用しやすいように工夫された用具を給付・貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がい者の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に使用する椅子など。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲用体温計など、障がいのある人の在宅療養を支援する用具。

情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅生活動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修が伴うとき、その費用を支給。

■ 現状と課題

障がいのある人の状況に応じ、給付・貸与等することで日常生活の利便性の向上を推進しています。排泄管理支援用具の利用実績が多くなっており、在宅の重度障がい者の日常生活の便宜を図るため、制度の周知に努めます。

■ 見込量

「日常生活用具給付等事業」の第6期計画の利用見込量及び実績、本計画の利用見込量は、次のとおりです。

表 31 日常生活用具給付等事業の第6期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
介護・訓練支援用具	件	7	7	8	3	5	5
自立生活支援用具	件	10	10	10	3	1	5
在宅療養等支援用具	件	12	12	12	1	5	3
情報・意思疎通支援用具	件	7	7	7	1	4	3
排せつ管理支援用具	件	1,100	1,200	1,300	975	992	1,000
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	2	2	3	5	1	2

※R5年度は推計

表 32 日常生活用具給付等事業の見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
介護・訓練支援用具	件	5	5	5
自立生活支援用具	件	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	5	5	5
排せつ管理支援用具	件	1,150	1,150	1,150
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	5	5	5

■ 今後の方策

障がいのある人の地域生活への移行が進むことに合わせて、需要の拡大が見込まれることから、サービス量の拡充を図ります。また、用具の性能の向上、その他必要に応じて、給付品目の見直しや新規選定等を検討し周知を図ります。

(6) 移動支援事業

■ サービスの内容

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいがある人が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のために外出する場合に、移動の介護を行います。事業の運営にあたっては、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施します。
個別支援型	個々に支援が必要な場合におけるマンツーマンの支援を行います。
グループ支援型	複数の障がいのある人への同時支援や、屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントに複数で同時に参加するときの支援を行います。
車両移送型	福祉バス等車両の巡回による送迎支援で、日中活動サービスにおける送迎について支援を行います。

■ 現状と課題

障がいのある人の特性や状況等に応じたサービスの提供を行っており、余暇活動等の様々な社会参加活動において利用されています。

居宅介護サービス（介護給付）のひとつである通院等介助との兼ね合いも勘案したうえで、利用の促進を図る必要があります。また、利用用途に関しての検討を行っていきます。

■ 見込量

「移動支援事業」の第6期計画の利用見込量及び実績、本計画の利用見込量は、次のとおりです。

表 33 移動支援事業の第6期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
事業所数	か所	7	7	7	10	8	8
利用者数	人	20	20	20	25	23	22
延べ利用時間数	時間	600	600	600	990	1,060	1,114

※R5年度は推計

表 34 移動支援事業の見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
事業所数	か所	8	8	8
利用者数	人	24	24	24
延べ利用時間数	時間	1,200	1,200	1,200

■ 今後の方策

市内に医療機関や公共交通機関が少ない等の地域の特性や、保護者や介護者の高齢化など、障がいのある人それぞれの状況に応じた、柔軟な形態で実施できるように努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■ サービスの内容

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある人などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する事業です。

■ 現状と課題

本市では聴覚障がい者の団体や手話サークルなどが無いため、手話を使うことや手話技術を習得した人たちとふれあう機会がありませんでしたが、隣接する黒石市と共催により、平成31年度から手話奉仕員養成講座を実施しています。

■ 見込量

「手話奉仕員養成研修事業」の第6期計画の利用見込量及び実績、本計画の利用見込量は、次のとおりです。

表 35 手話奉仕員養成研修事業の第6期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
受講修了者数	人	9	15	20	2	3	2

※R5年度は推計

表 36 手話奉仕員養成研修事業の見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
受講修了者数	人	5	5	5

■ 今後の方策

手話奉仕員養成講座の受講者及び修了者が増となるよう、事業の周知に努めます。また、手話奉仕員を増やすとともに、登録者の手話表現技術が高められる機会などを検討していきます。

(8) 地域活動支援センター事業

■ サービスの内容

サービス名	内 容
地域活動支援センター事業	基礎的な事業として、障がいのある人を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施します。また、機能強化事業を実施し、支援・機能強化に取り組みます。
地域活動支援センターⅠ型	相談事業や専門職員（精神保健福祉士など）の配置により、福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域ボランティアの育成、普及啓発などを行います。
地域活動支援センターⅡ型	機能訓練、社会適応訓練など、自立と生きがいを高める事業を行います。
地域活動支援センターⅢ型	運営年数及び実利用員が一定数以上の事業所（小規模作業所）への支援を充実する事業を行います。

■ 現状と課題

地域活動支援センターⅠ型は、平成30年8月より、市内事業所1か所への委託により実施するほか、利用者のニーズにより、弘前市内2か所、黒石市内1か所の地域活動支援センターに対し、委託により実施しています。

地域活動支援センターⅡ型は、市外に事業所がありますが、利用者がいないため実施していません。

地域活動支援センターⅢ型は、黒石市内1か所及び大鰐町内1か所の地域活動支援センターに対し、委託により実施しています。

■ 見込量

地域活動支援センターⅡ型については、市内に事業所がなく、利用実績がないことから、本計画では利用者がいないものとして推計しましたが、利用希望がある場合は市外事業所に委託により実施します。

「地域活動支援センター事業」の第6期計画の利用見込量及び実績、本計画の利用見込量は次のとおりです。

表 37 地域活動支援センター事業の第 6 期計画策定時の見込量・実績

サービス名		単位	見込量			実績		
			R3	R4	R5	R3	R4	R5
Ⅰ型	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1
	利用者数 (市内事業所 利用者数)	人	60	60	60	40 (31)	53 (33)	55 (32)
Ⅱ型	実施か所数	か所	0	0	0	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
Ⅲ型	実施か所数	か所	0	0	0	0	0	0
	利用者数	人	3	3	3	2	2	2

※R5 年度は推計

表 38 地域活動支援センター事業の見込量

サービス名		単位	見込量		
			R6	R7	R8
Ⅰ型	実施か所数	か所	1	1	1
	利用者数	人	60	63	66
Ⅱ型	実施か所数	か所	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0
Ⅲ型	実施か所数	か所	0	0	0
	利用者数	人	3	3	3

■ 今後の方策

障がいのある人の地域生活、社会参加の場として重要であることから、地域間バランスを考慮した設置・運営に努めます。

(9) その他の施策

障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、様々な支援を行います。

■ サービスの内容

サービス名	内 容
福祉ホーム事業	住居を必要とする障がいのある人が、低額で居室等の設備を利用できます。また、日常生活での必要な便宜を供与し、地域生活の支援をします。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体に障がいのある人の清潔や心身機能の保持等を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な介護の休息を図ります。
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、障がいのある人の社会参加や就労を促進します。
発達障害児者及び家族支援事業(家族のスキル向上支援事業)	ペアレントプログラム*の実施により、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援を行うとともに、支援者の養成を行います。

*ペアレントプログラム：地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム。

■ 現状と課題

- 福祉ホーム事業については、平成19年度から市内1か所で実施しています。
- 訪問入浴サービス事業については、市外1か所の事業所への委託により実施しています。
- 日中一時支援事業については、市外6か所の事業所への委託により実施しています。
- 自動車運転免許取得費・改造費助成事業については、年間2～4件の利用実績があることから、引続き事業実施に努めます。
- 発達障害児者及び家族支援事業については、令和6年度からの実施を検討しています。

■ 見込量

「その他の施策」の第6期計画の利用見込量及び実績、本計画の利用見込量は、次のとおりです。

表 39 その他の施策の第 6 期計画策定時の見込量・実績

サービス名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
福祉ホーム事業	か所	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1	0	1	1
日中一時支援事業	人	14	14	14	12	16	12
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	件	4	4	4	1	3	4

※R5 年度は推計

表 40 その他の施策の見込量

サービス名	単位	見込量		
		R6	R7	R8
福祉ホーム事業	か所	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1
日中一時支援事業	人	16	16	16
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	件	4	4	4
発達障害児者及び家族支援事業	回	1	1	1
受講者(保護者)数	人	6	6	6
実施者(支援者)数	人	6	6	6

■ 今後の方策

各事業について、地域の特性や障がいのある人の状況に応じた柔軟な形態での実施ができるように努めます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画の期間としています。計画策定後は、プランの進行管理・進捗についての評価を行い、「平川市地域自立支援協議会」での議論も含め、当該施策・事業の必要性の検討を行います。また、事業規模や期間の見直し、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応します。

さらに、障がい福祉施策の中でも重要かつ、障がい児・者への影響が大きいことが予想されるものについては、当事者同士による意見交換の場を設置するなど、その際の社会情勢に合った方法で、より丁寧にニーズを把握します。

【PDCAサイクル】

■ 計画 (Plan)

障がい福祉計画等策定にあたって基本的な考え方を示し、施策の方向性やサービスの見込量を設定します。

■ 実行 (Do)

計画の内容を踏まえて、各施策及びサービスを実施します。

■ 点検・評価 (Check)

各施策の年間の実績を把握し、社会情勢やニーズの動向を把握しながら、国の基本指針に基づき評価を行います。

■ 見直し (Action)

中間評価等の結果を踏まえて、必要に応じて障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直しを行います。



2 国・県への要望

国や県の動向に留意しながら市の障がい福祉施策を進めていきます。また、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を求める事項について検討し、必要に応じて他市町村とともに要望していきます。

3 地域自立支援協議会との連携

本計画における障害福祉サービス等による取組を推進するにあたり、障害者総合支援法等の関係法令に基づき、平川市地域自立支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

資料編

1	障害者手帳所持者等の推移	1
2	障がい福祉計画に関する市民アンケート調査	3
3	障がい福祉計画に関する事業所アンケート調査	21
4	平川市地域自立支援協議会設置要綱	26
5	平川市地域自立支援協議会委員名簿	27

1 障害者手帳交付者等の推移

(1) 障害者手帳交付者数（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	H30	R1	R2	R3	R4
身体障害者手帳	1,466	1,450	1,467	1,467	1,474
18歳未満	14	16	17	17	22
18歳以上	1,452	1,434	1,450	1,450	1,452
愛護（療育）手帳	340	347	349	352	346
18歳未満	58	62	58	55	58
18歳以上	282	285	291	297	288
精神障害者保健福祉手帳	306	330	345	323	352
合計	2,112	2,127	2,161	2,174	2,172

資料：平川市福祉課

(2) 身体障害者手帳所持者数（各年度3月31日現在）

① 等級別

（単位：人）

	H30	R1	R2	R3	R4
1級	478	471	478	462	459
2級	202	203	200	200	200
3級	259	253	253	261	265
4級	341	338	349	354	367
5級	73	73	71	71	69
6級	113	112	116	119	114
合計	1,466	1,450	1,467	1,467	1,474

資料：平川市福祉課

② 障がい別

(単位：人)

区分	H30	R1	R2	R3	R4
視 覚	90	92	96	95	97
聴覚・平衡	164	164	175	180	182
音声・言語	13	12	11	13	13
肢 体	748	732	721	711	704
内 部	451	450	464	468	478
合計	1,466	1,450	1,467	1,467	1,474

資料：平川市福祉課

(4) 愛護（療育）手帳所持者数（各年度3月31日現在）

(単位：人)

区分	H30	R1	R2	R3	R4
A（重 度）	125	126	125	126	120
B（中軽度）	215	221	224	226	226
合計	340	347	349	352	346

資料：平川市福祉課

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度3月31日現在）

(単位：人)

区分	H30	R1	R2	R3	R4
1 級	101	100	98	90	95
2 級	166	186	201	188	206
3 級	39	44	46	45	51
合計	306	330	345	323	352

資料：平川市福祉課

(6) 医療受給者証所持者数 (各年度3月31日現在)

(単位：人)

区分	H30	R1	R2	R3	R4
特定医療費(指定難病)	224	229		258	261
小児慢性特定疾病医療費	32	35		37	37

資料：中南地域県民局地域健康福祉部「事業概要」

(7) 障害支援区分認定者数 (各年度3月31日現在)

(単位：人)

区分	H30	R1	R2	R3	R4
区分1	13	8	6	5	6
区分2	42	49	53	47	50
区分3	54	65	69	63	74
区分4	46	56	56	63	60
区分5	32	32	32	35	36
区分6	44	41	43	48	48
合計	231	251	259	261	274

資料：平川市福祉課

2 障がい福祉計画に関する市民アンケート調査（抜粋）

(1) 調査基準日

令和5年8月1日

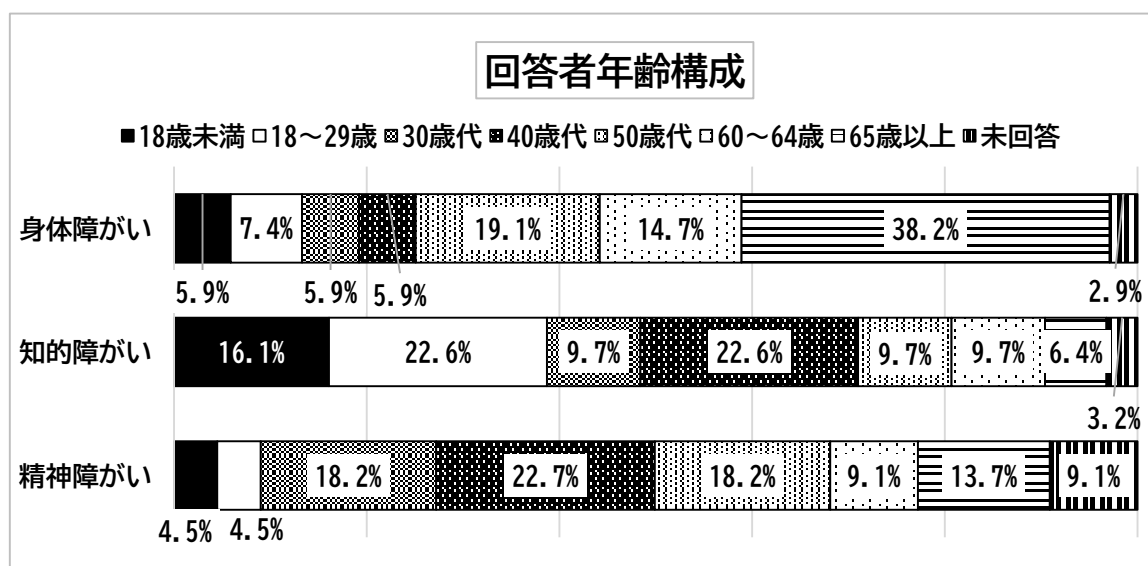
(2) 調査客体数

区分	者・児	調査数	有効回答数	有効回答率
身体障がい	者	134	64 (10)	47.8%
	児	8	4 (3)	50.0%
知的障がい	者	28	26 (12)	92.9%
	児	7	5 (3)	71.4%
精神障がい	者	30	21 (3)	70.0%
	児	3	1 (0)	33.3%
全体	者	192	97 (12)	50.5%
	児	18	7 (3)	38.9%
	計	210	104 (15)	49.5%

※()は障がい重複

区分	調査数	有効回答数	有効回答率
在宅生活者	176	78	44.3%
施設生活者	34	26	76.5%
計	210	104	49.5%

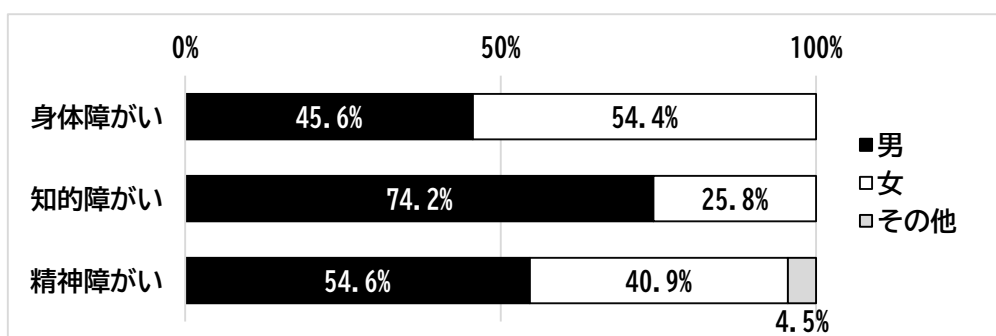
対象者数については、令和5年3月31日現在の手帳交付者数2,172人の約1割とし、また、障がい種別ごとの配分率も概ね準じました。



(3) 調査結果

① あなたの障がい別、性別を教えてください。

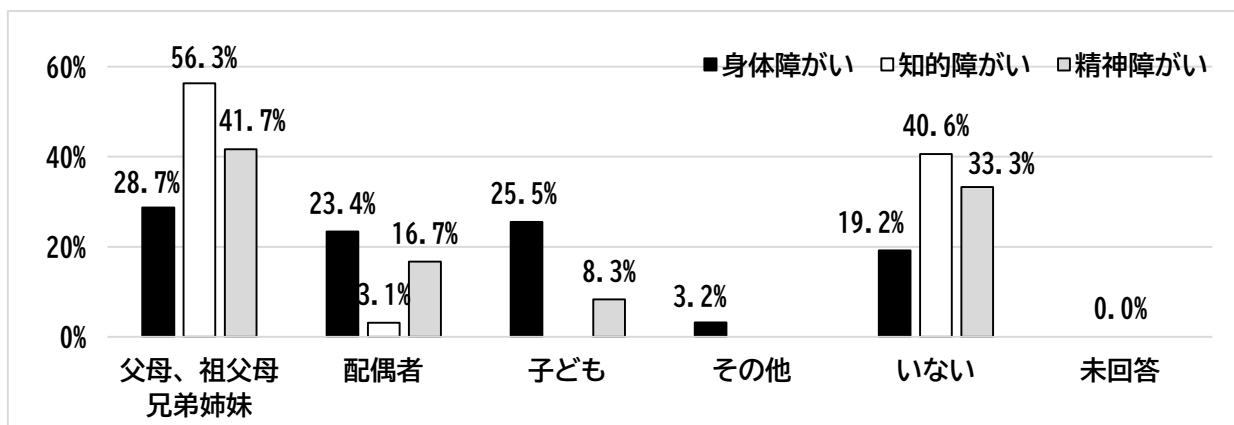
区分		男	女	その他	計
全体	人	53	50	1	104
	%	51.0	48.1	0.9	100.0
身体障がい	人	31	37	0	68
	%	45.6	54.4	0.0	100.0
知的障がい	人	23	8	0	31
	%	74.2	25.8	0.0	100.0
精神障がい	人	12	9	1	22
	%	54.6	40.9	4.5	100.0



② 現在あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。(複数回答可)

区分		父母、祖父母、 兄弟姉妹	配偶者	子ども	その他	いない※	未回答	計
全体	人	48	26	25	3	30	0	132
	%	36.4	19.7	18.9	2.3	22.7	0.0	100.0
身体障がい	人	27	22	24	3	18	0	94
	%	28.7	23.4	25.5	3.2	19.2	0.0	100.0
知的障がい	人	18	1	0	0	13	0	32
	%	56.3	3.1	0.0	0.0	40.6	0.0	100.0
精神障がい	人	10	4	2	0	8	0	24
	%	41.7	16.7	8.3	0.0	33.3	0.0	100.0

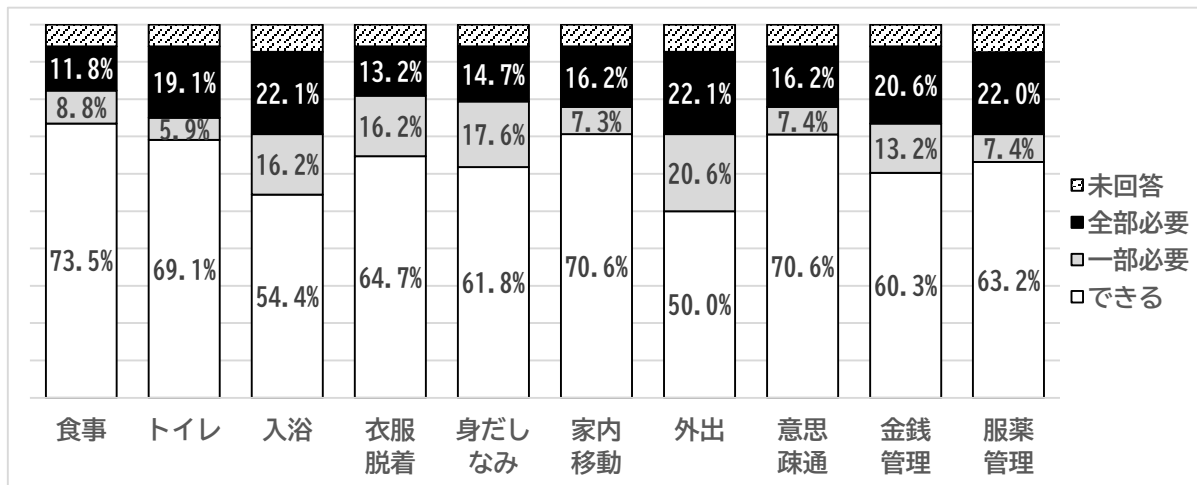
※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「いない」と回答
その他の回答：孫、孫夫婦、ひ孫



③ 日常生活で次のことには支援が必要ですか。

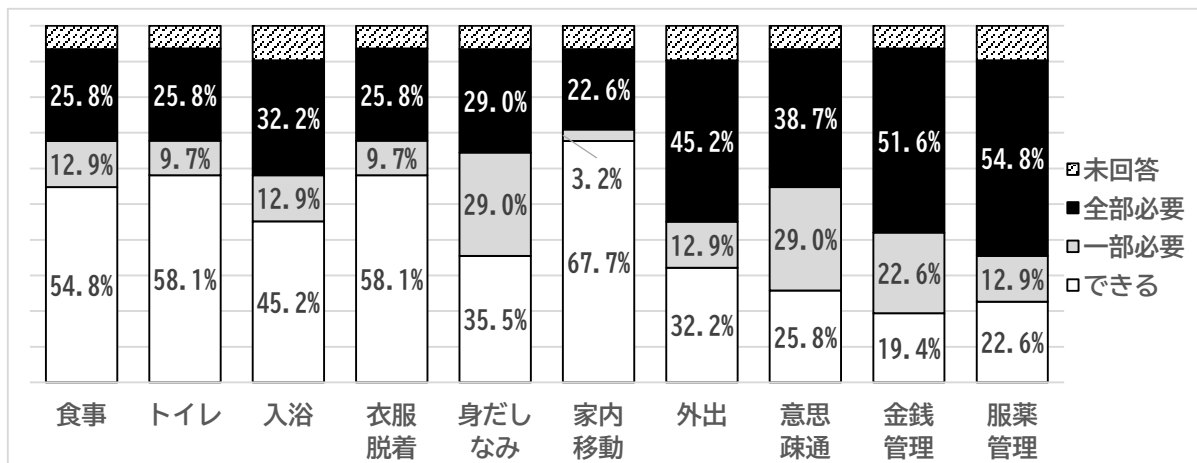
【身体障がい】

区分		食事	トイレ	入浴	衣服脱着	身だしなみ	家の中の移動	外出	意思疎通	金銭管理	服薬管理
ひとりでできる	人	50	47	37	44	42	48	34	48	41	43
	%	73.5	69.1	54.4	64.7	61.8	70.6	50.0	70.6	60.3	63.2
一部必要	人	6	4	11	11	12	5	14	5	9	5
	%	8.8	5.9	16.2	16.2	17.6	7.3	20.6	7.4	13.2	7.4
全部必要	人	8	13	15	9	10	11	15	11	14	15
	%	11.8	19.1	22.1	13.2	14.7	16.2	22.1	16.2	20.6	22.0
未回答	人	4	4	5	4	4	4	5	4	4	5
	%	5.9	5.9	7.3	5.9	5.9	5.9	7.3	5.9	5.9	7.4



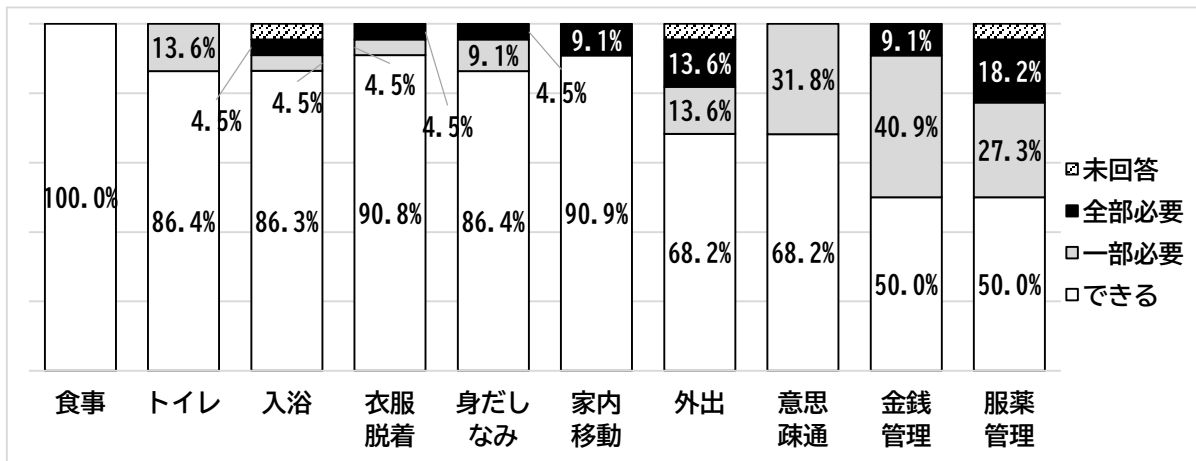
【知的障がい】

区分		食事	トイレ	入浴	衣服脱着	身だしなみ	家の中の移動	外出	意思疎通	金銭管理	服薬管理
ひとりでできる	人	17	18	14	18	11	21	10	8	6	7
	%	54.8	58.1	45.2	58.1	35.5	67.7	32.2	25.8	19.4	22.6
一部必要	人	4	3	4	3	9	1	4	9	7	4
	%	12.9	9.7	12.9	9.7	29.0	3.2	12.9	29.0	22.6	12.9
全部必要	人	8	8	10	8	9	7	14	12	16	17
	%	25.8	25.8	32.2	25.8	29.0	22.6	45.2	38.7	51.6	54.8
未回答	人	2	2	3	2	2	2	3	2	2	3
	%	6.5	6.4	9.7	6.4	6.5	6.5	9.7	6.5	6.4	9.7



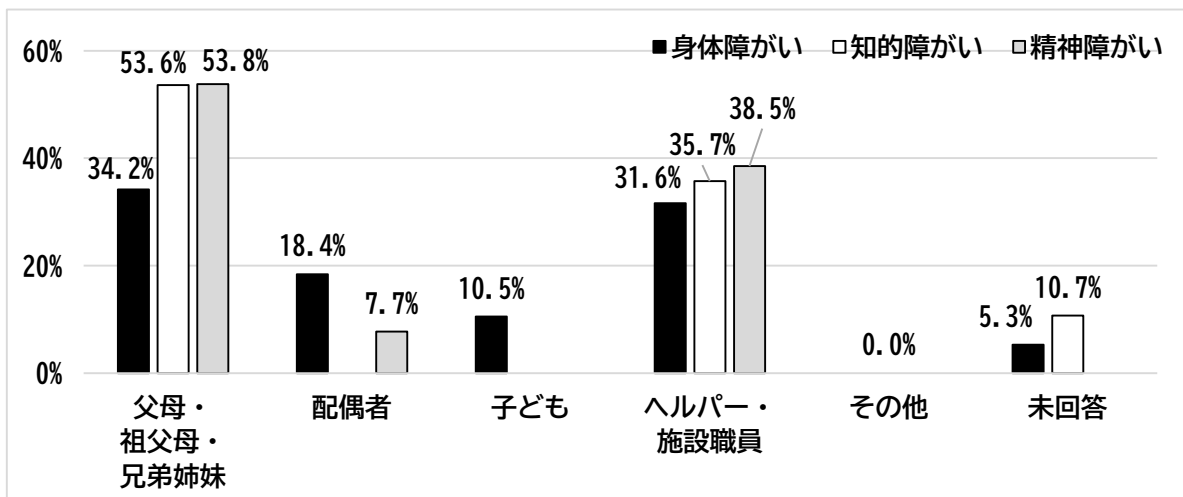
【精神障がい】

区分		食事	トイレ	入浴	衣服 脱着	身だし なみ	家の中 の移動	外出	意思 疎通	金銭 管理	服薬 管理
ひとりで できる	人	22	19	19	20	19	20	15	15	11	11
	%	100.0	86.4	86.3	90.8	86.4	90.9	68.2	68.2	50.0	50.0
一部必要	人	0	3	1	1	2	0	3	7	9	6
	%	0.0	13.6	4.5	4.5	9.1	0.0	13.6	31.8	40.9	27.3
全部必要	人	0	0	1	1	1	2	3	0	2	4
	%	0.0	0.0	4.5	4.5	4.5	9.1	13.6	0.0	9.1	18.2
未回答	人	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
	%	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	4.5



④ あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。(複数回答可)

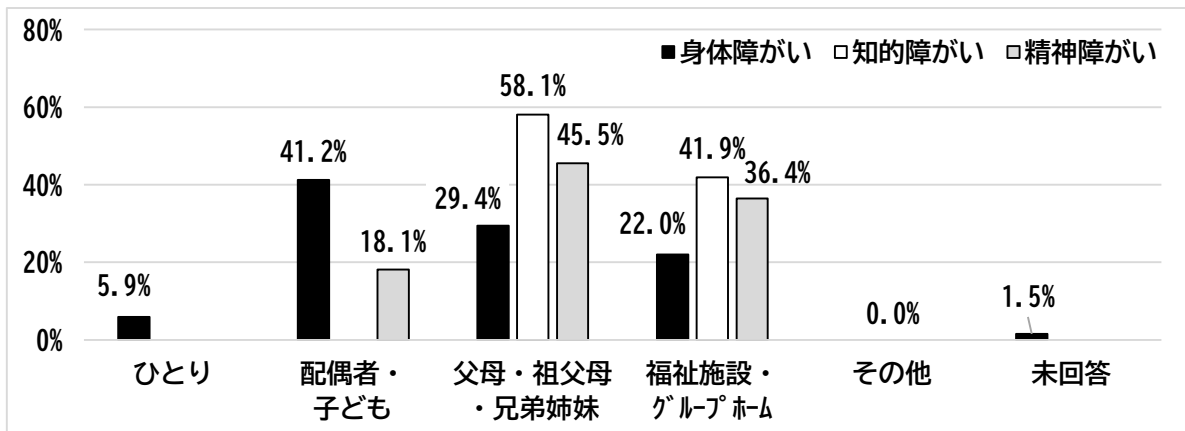
区分		父 母・ 祖父母・ 兄弟姉妹	配偶者	子ども	ヘルパー・ 施設職員	その他	未回答	計
全体	人	25	8	4	22	0	5	64
	%	39.1	12.5	6.2	34.4	0.0	7.8	100.0
身体障がい	人	13	7	4	12	0	2	38
	%	34.2	18.4	10.5	31.6	0.0	5.3	100.0
知的障がい	人	15	0	0	10	0	3	28
	%	53.6	0.0	0.0	35.7	0.0	10.7	100.0
精神障がい	人	7	1	0	5	0	0	13
	%	53.8	7.7	0.0	38.5	0.0	0.0	100.0



⑤ あなたは現在、どのように暮らしていますか。

【一緒に暮らしている人】

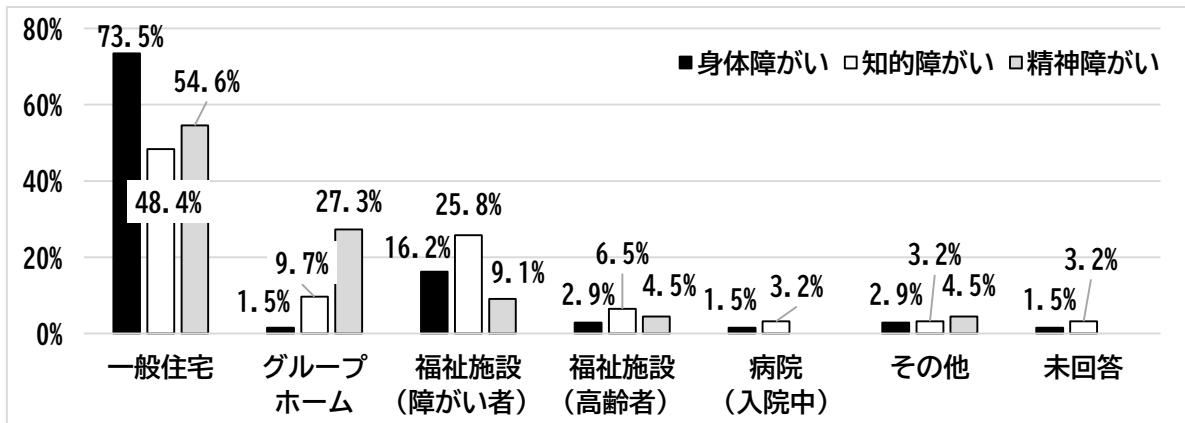
区分		ひとり	配偶者・ パートナー・ 子ども	父母・ 祖父母・ 兄弟姉妹	福祉施設・ グループホーム	その他	未回答	計
全体	人	4	31	41	27	0	1	104
	%	3.8	29.8	39.4	26.0	0.0	1.0	100.0
身体障がい	人	4	28	20	15	0	1	68
	%	5.9	41.2	29.4	22.0	0.0	1.5	100.0
知的障がい	人	0	0	18	13	0	0	31
	%	0.0	0.0	58.1	41.9	0.0	0.0	100.0
精神障がい	人	0	4	10	8	0	0	22
	%	0.0	18.1	45.5	36.4	0.0	0.0	100.0



【暮らしている場所】

区分		一般住宅	グループ ホーム	福祉施設 (障がい者)	福祉施設 (高齢者)	病院 (入院中)	その他	未回答	計
全体	人	71	9	14	4	1	3	2	104
	%	68.3	8.7	13.5	3.7	1.0	2.9	1.9	100.0
身体障がい	人	50	1	11	2	1	2	1	68
	%	73.5	1.5	16.2	2.9	1.5	2.9	1.5	100.0
知的障がい	人	15	3	8	2	1	1	1	31
	%	48.4	9.7	25.8	6.5	3.2	3.2	3.2	100.0
精神障がい	人	12	6	2	1	0	1	0	22
	%	54.6	27.3	9.1	4.5	0.0	4.5	0.0	100.0

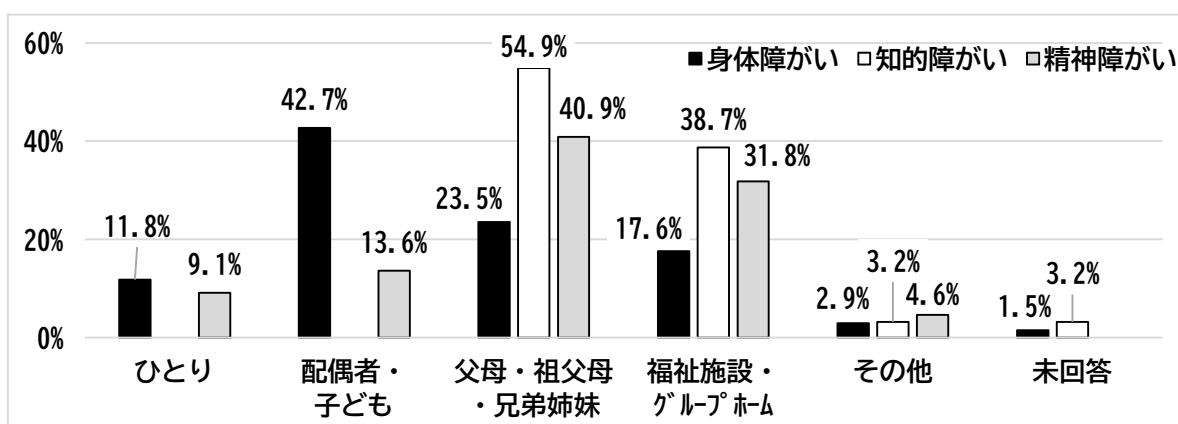
その他の回答：アパート、市営住宅



⑥ 今後3年以内にどのような暮らしをしたいですか。

【一緒に暮らしたい人】

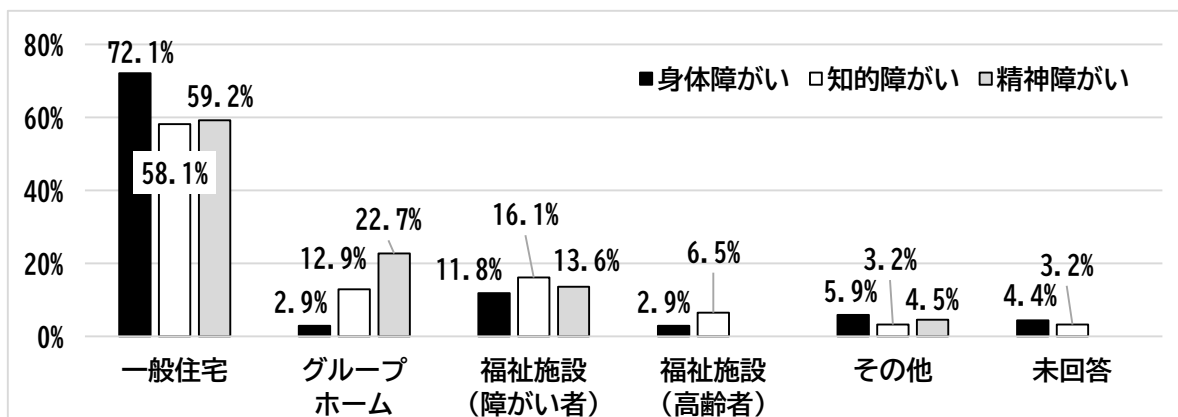
区分	ひとり		配偶者・パートナー・子ども		父母・祖父母・兄弟姉妹		福祉施設・グループホーム		その他		未回答		計
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
全体	10	9.6	31	29.8	35	33.7	23	22.1	3	2.9	2	1.9	104
身体障がい	8	11.8	29	42.7	16	23.5	12	17.6	2	2.9	1	1.5	68
知的障がい	0	0.0	0	0.0	17	54.9	12	38.7	1	3.2	1	3.2	31
精神障がい	2	9.1	3	13.6	9	40.9	7	31.8	1	4.6	0	0.0	22



【暮らしたい場所】

区分	一般住宅		グループホーム		福祉施設(障がい者)		福祉施設(高齢者)		その他		未回答		計
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
全体	71	68.3	10	9.6	10	9.6	4	3.9	5	4.8	4	3.8	104
身体障がい	49	72.1	2	2.9	8	11.8	2	2.9	4	5.9	3	4.4	68
知的障がい	18	58.1	4	12.9	5	16.1	2	6.5	1	3.2	1	3.2	31
精神障がい	13	59.2	5	22.7	3	13.6	0	0.0	1	4.5	0	0.0	22

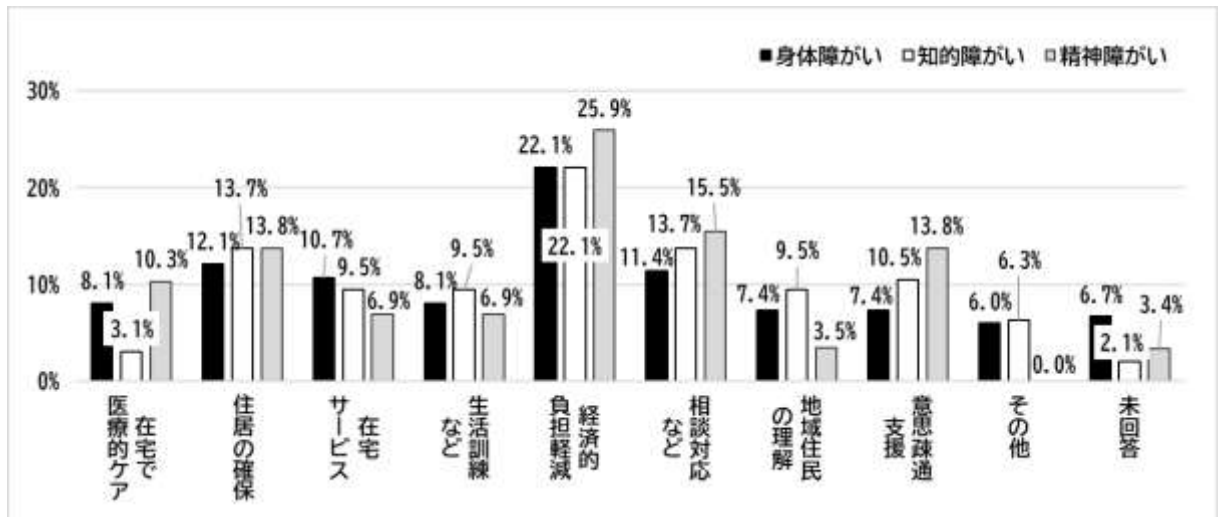
その他の回答：アパート、市営住宅、わからない



⑦ 希望する生活をおくるためにはどのような支援があればよいですか。(複数回答)

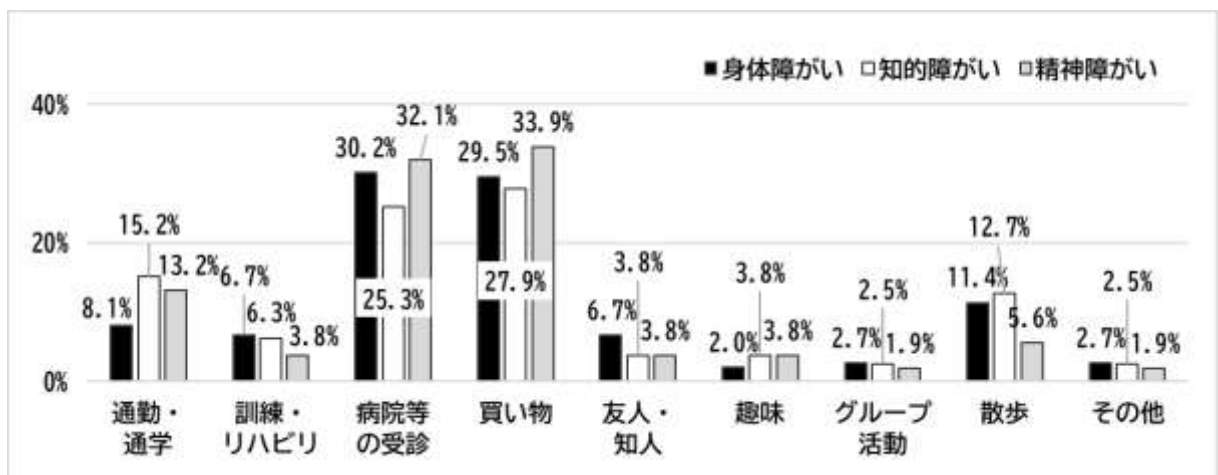
区分	支援の種類											計
	在宅で医療的ケア	住居の確保	在宅サービス	生活訓練など	経済的負担軽減	相談対応など	地域住民の理解	意思疎通支援	その他	未回答		
全体	人	19	32	25	20	60	33	19	24	11	14	257
	%	7.4	12.6	9.7	7.8	23.3	12.8	7.4	9.3	4.3	5.4	100.0
身体障がい	人	12	18	16	12	33	17	11	11	9	10	149
	%	8.1	12.1	10.7	8.1	22.1	11.4	7.4	7.4	6.0	6.7	100.0
知的障がい	人	3	13	9	9	21	13	9	10	6	2	95
	%	3.1	13.7	9.5	9.5	22.1	13.7	9.5	10.5	6.3	2.1	100.0
精神障がい	人	6	8	4	4	15	9	2	8	0	2	58
	%	10.3	13.8	6.9	6.9	25.9	15.5	3.5	13.8	0.0	3.4	100.0

その他の回答：なし、わからない



⑧ どのような目的で外出しますか。(複数回答)

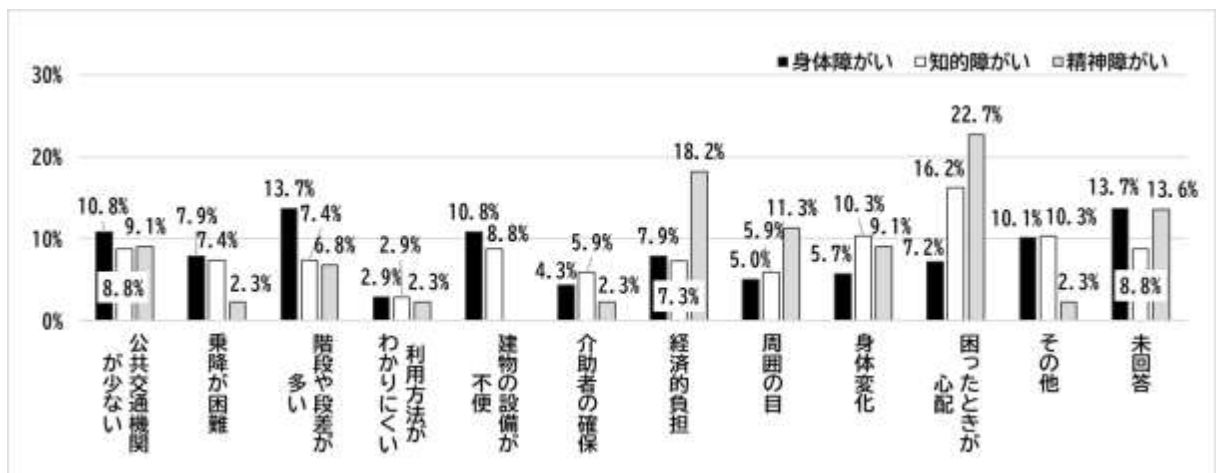
区分	外出の目的										計	
	通勤・通学・通所	訓練・リハビリ	病院等の受診	買い物	友人等に会う	趣味・スポーツ	グループ活動	散歩	その他	未回答		
全体	人	27	14	69	73	14	8	6	25	6	0	242
	%	11.2	5.8	28.5	30.2	5.8	3.3	2.5	10.3	2.4	0.0	100.0
身体障がい	人	12	10	45	44	10	3	4	17	4	0	149
	%	8.1	6.7	30.2	29.5	6.7	2.0	2.7	11.4	2.7	0.0	100.0
知的障がい	人	12	5	20	22	3	3	2	10	2	0	79
	%	15.2	6.3	25.3	27.9	3.8	3.8	2.5	12.7	2.5	0.0	100.0
精神障がい	人	7	2	17	18	2	2	1	3	1	0	53
	%	13.2	3.8	32.1	33.9	3.8	3.8	1.9	5.6	1.9	0.0	100.0



⑨ 外出するときに困ることは何ですか。(複数回答)

区分		公共交通機関が少ない	乗降が困難	階段や段差が多い	利用方法がわかりにくい	建物の設備が不便	介助者の確保	経済的負担	周囲の目	身体変化	困ったときが心配	その他	未回答	計
		全体	人	21	12	21	6	16	7	23	15	15	26	18
	%	10.0	5.7	10.0	2.9	7.7	3.4	11.0	7.2	7.2	12.4	8.6	13.9	100.0
身体障がい	人	15	11	19	4	15	6	11	7	8	10	14	19	139
	%	10.8	7.9	13.7	2.9	10.8	4.3	7.9	5.0	5.7	7.2	10.1	13.7	100.0
知的障がい	人	6	5	5	2	6	4	5	4	7	11	7	6	68
	%	8.8	7.4	7.4	2.9	8.8	5.9	7.3	5.9	10.3	16.2	10.3	8.8	100.0
精神障がい	人	4	1	3	1	0	1	8	5	4	10	1	6	44
	%	9.1	2.3	6.8	2.3	0.0	2.3	18.2	11.3	9.1	22.7	2.3	13.6	100.0

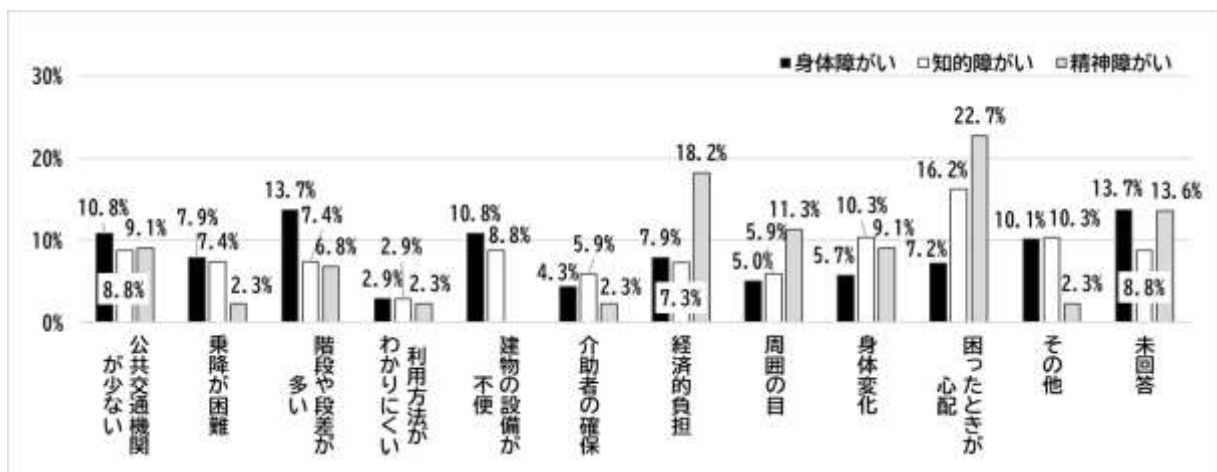
その他の回答：なし、わからない



⑩ 就労支援に、どのようなことが必要ですか。(複数回答可)

区分		交通手段の確保	バリアフリー	勤務時間等の配慮	勤務時間等の変更	在宅勤務	職場の理解	上司・同僚の理解	職場での介助等	気軽に通院	就労後のフォロー	就労訓練	相談対応	その他	未回答	計
		全体	人	39	30	30	36	18	42	39	26	34	23	13	21	9
	%	10.0	7.7	7.7	9.2	4.6	10.8	10.0	6.7	8.7	5.9	3.3	5.4	2.3	7.7	100.0
身体障がい	人	23	22	14	19	12	21	19	12	17	8	4	8	8	25	212
	%	10.7	10.4	6.6	9.0	5.6	9.9	9.0	5.7	8.0	3.8	1.9	3.8	3.8	11.8	100.0
知的障がい	人	15	11	12	12	2	17	15	11	9	11	7	9	4	4	139
	%	10.8	7.9	8.6	8.6	1.5	12.2	10.8	7.9	6.5	7.9	5.0	6.5	2.9	2.9	100.0
精神障がい	人	8	3	13	11	5	10	11	6	11	7	5	7	1	4	102
	%	7.8	2.9	12.7	10.8	4.9	9.8	10.8	5.9	10.8	6.9	4.9	6.9	1.0	3.9	100.0

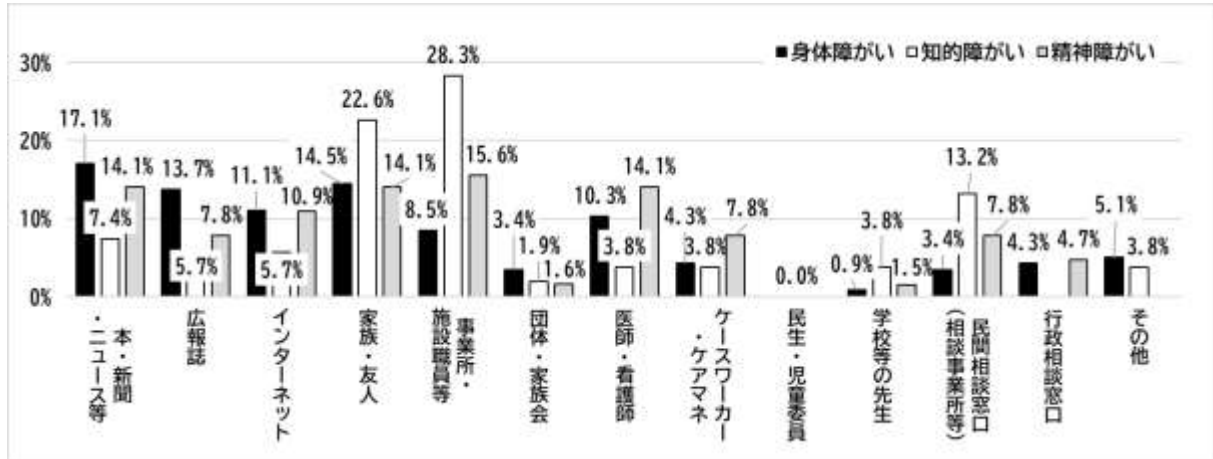
その他の回答：お金、農家なのでなし、わからない



⑪ 普段の相談相手はどなたですか。(複数回答可)

区分	人	家族・親戚	友人・知人	近所の人	上司・同僚	施設指導員	NLP-事業所職員	団体・家族会	医師・看護師	ケースワーカー・ケアマネ	民生・児童委員	学校等の先生	相談支援事業所等	行政相談窓口	その他	未回答	計
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
全体	65	32.3	11.9	2.0	3.5	11.4	3.0	2.5	16.9	3.5	0.0	1.5	4.5	2.5	3.5	1.0	201
身体障がい	43	37.4	14.8	2.6	0.0	7.8	2.6	3.5	16.5	2.6	0.0	0.9	1.8	2.6	5.2	1.7	115
知的障がい	16	29.1	7.3	0.0	7.3	18.2	1.8	1.8	12.7	3.6	0.0	5.5	5.4	0.0	7.3	0.0	55
精神障がい	15	25.9	6.9	1.7	5.2	17.2	3.5	1.7	20.7	6.9	0.0	0.0	6.9	3.4	0.0	0.0	58

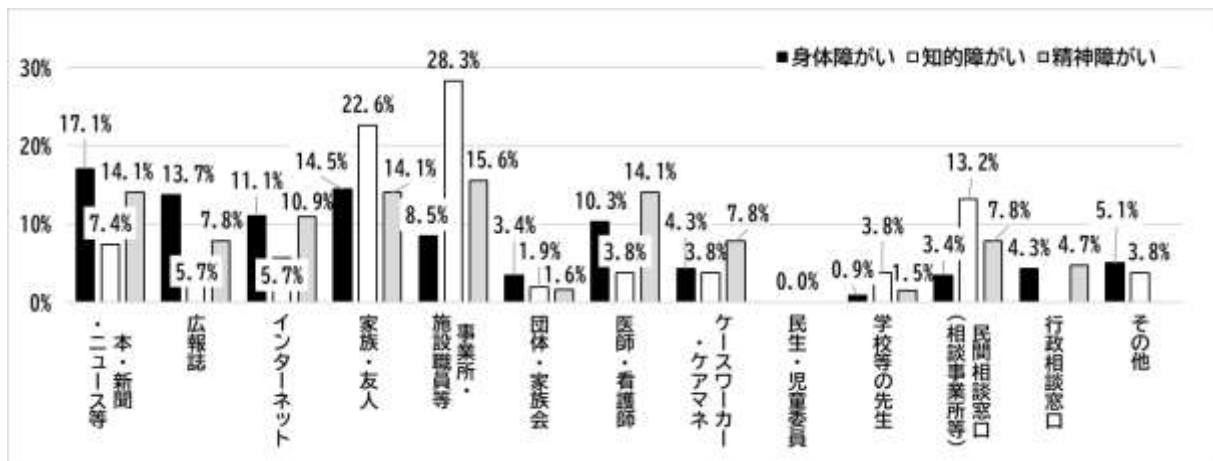
その他の回答：お金、農家などなし、わからない



⑫ 情報をどこから知ることが多いですか。(複数回答可)

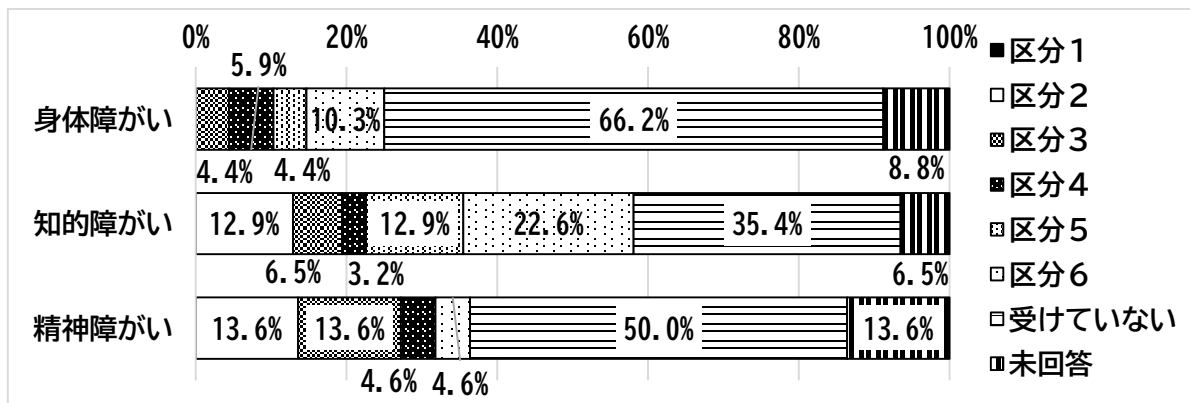
区分	人	本・新聞・ニュース	広報誌	インターネット	家族・友人	事業所・施設職員等	団体・家族会	医師・看護師	ケースワーカー・ケアマネ	民生・児童委員	学校等の先生	相談支援事業所等	行政相談窓口	その他	未回答	計
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
全体	32	15.7	11.8	10.8	14.2	13.7	2.4	10.3	4.4	0.0	1.5	6.4	3.9	2.9	2.0	204
身体障がい	20	17.1	13.7	11.1	14.5	8.5	3.4	10.3	4.3	0.0	0.9	3.4	4.3	5.1	3.4	117
知的障がい	4	7.4	5.7	5.7	22.6	28.3	1.9	3.8	3.8	0.0	3.8	13.2	0.0	3.8	0.0	53
精神障がい	9	14.1	7.8	10.9	14.1	15.6	1.6	14.1	7.8	0.0	1.5	7.8	4.7	0.0	0.0	64

その他の回答：わからない



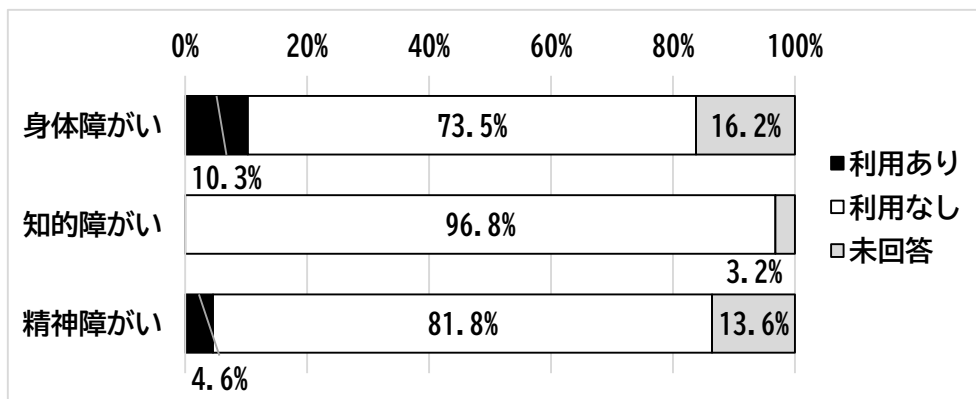
⑬ 障がい支援区分の認定を受けていますか。

区分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	受けていない	未回答	計
全体	人	0	6	5	5	7	9	61	11	104
	%	0.0	5.8	4.8	4.8	6.7	8.7	58.6	10.6	100.0
身体障がい	人	0	0	3	4	3	7	45	6	68
	%	0.0	0.0	4.4	5.9	4.4	10.3	66.2	8.8	100.0
知的障がい	人	0	4	2	1	4	7	11	2	31
	%	0.0	12.9	6.5	3.2	12.9	22.6	35.4	6.5	100.0
精神障がい	人	0	3	3	1	0	1	11	3	22
	%	0.0	13.6	13.6	4.6	0.0	4.6	50.0	13.6	100.0

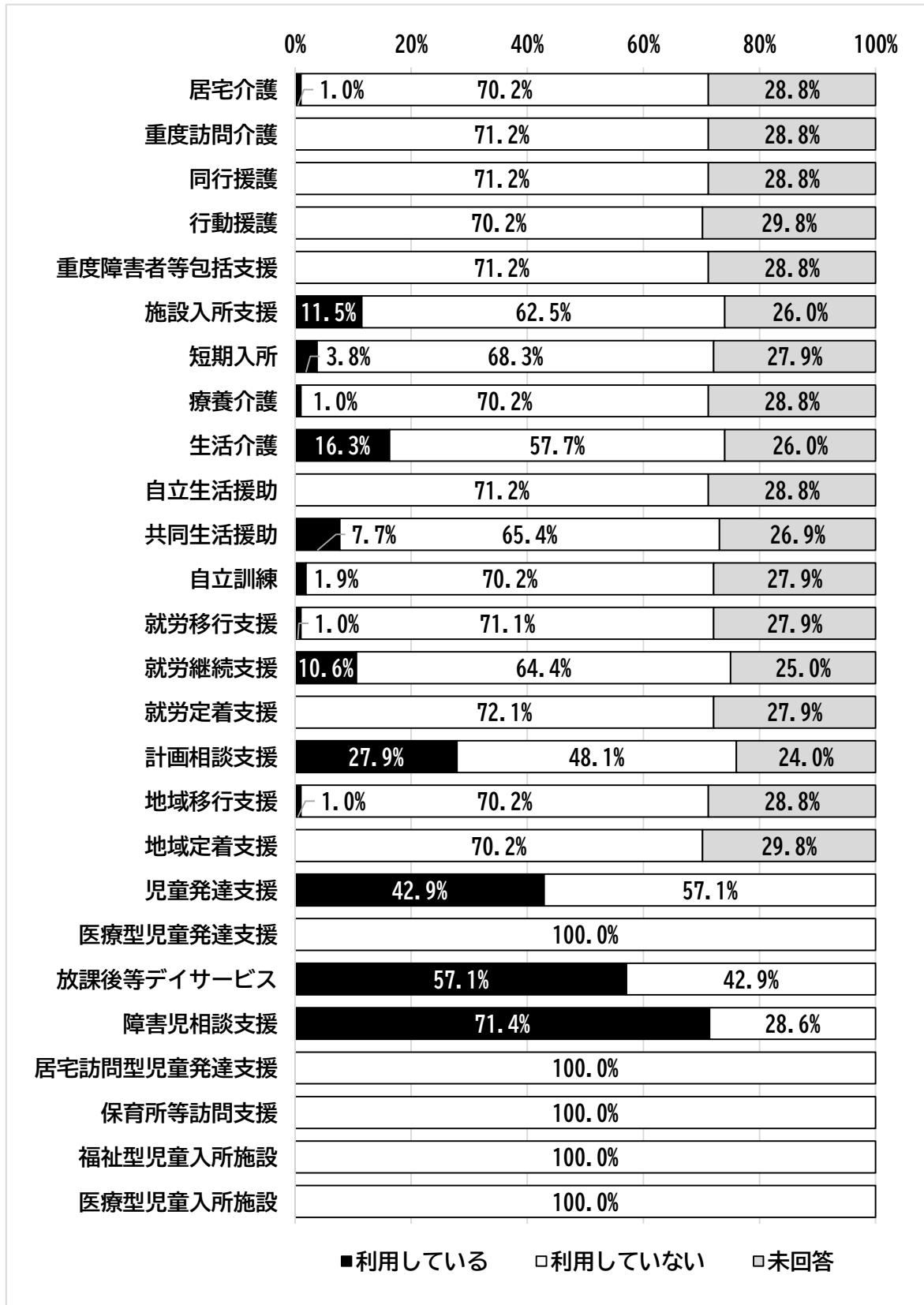


⑭ 介護保険によるサービスを利用していますか。

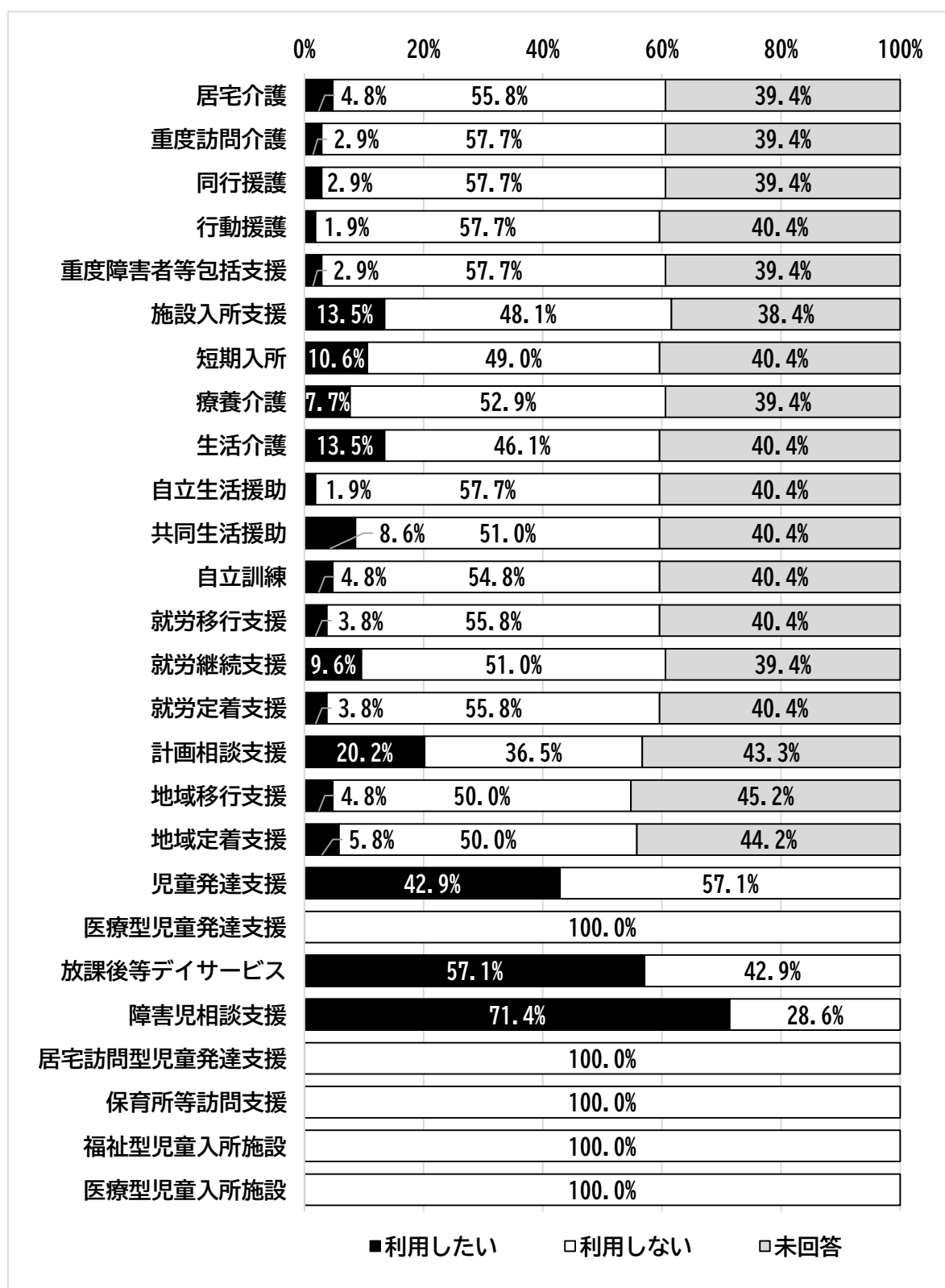
区分		利用	利用なし	未回答	計
全体	人	8	81	15	104
	%	7.7	77.9	14.4	100.0
身体障がい	人	7	50	11	68
	%	10.3	73.5	16.2	100.0
知的障がい	人	0	30	1	31
	%	0.0	96.8	3.2	100.0
精神障がい	人	1	18	3	22
	%	4.6	81.8	13.6	100.0



⑮ 現在、利用しているサービスは何ですか。(複数回答可)

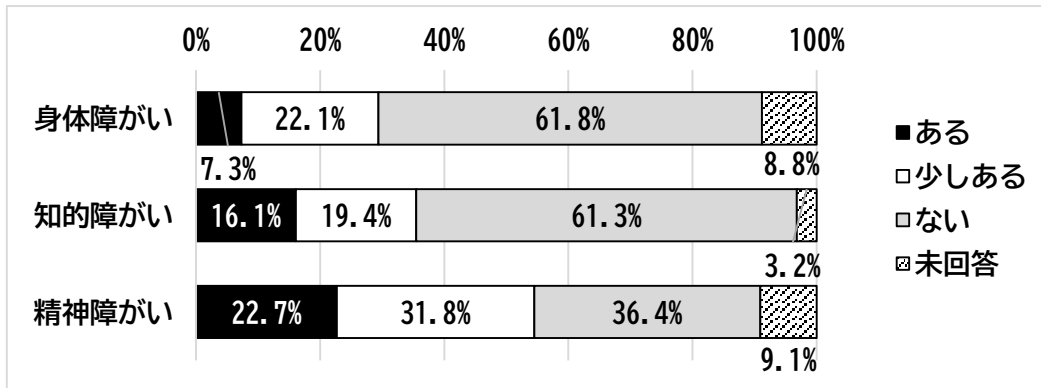


⑩ 今後（3年以内）、利用したいサービス何ですか。（複数回答可）



⑰ 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。

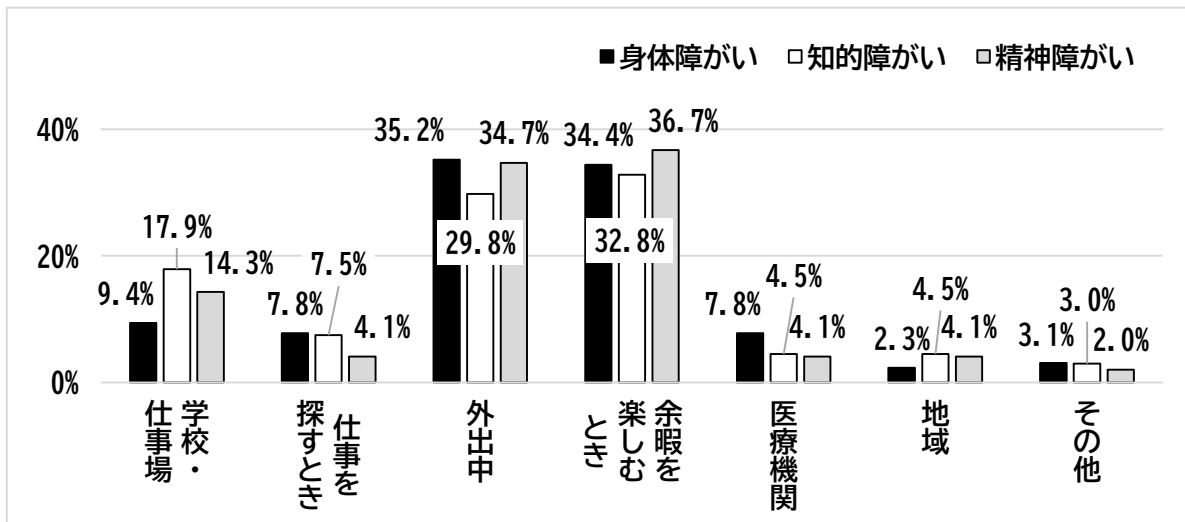
区分		ある	少しある	ない	未回答	計
全体	人	13	24	58	9	104
	%	12.5	23.1	55.8	8.6	100.0
身体障がい	人	5	15	42	6	68
	%	7.3	22.1	61.8	8.8	100.0
知的障がい	人	5	6	19	1	31
	%	16.1	19.4	61.3	3.2	100.0
精神障がい	人	5	7	8	2	22
	%	22.7	31.8	36.4	9.1	100.0



⑱ 差別や嫌な思いをした場所は。(複数回答可)

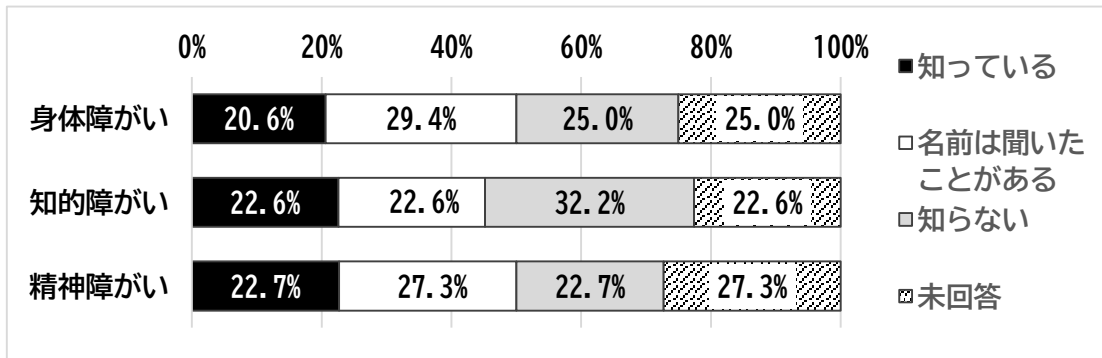
区分	学校・仕事場	仕事を探すとき	外出中	余暇中	病院など	地域	その他	未回答	計	
全体	人	27	14	69	73	14	8	6	0	211
	%	12.8	6.6	32.7	34.6	6.6	3.8	2.9	0.0	100.0
身体障がい	人	12	10	45	44	10	3	4	0	128
	%	9.4	7.8	35.2	34.4	7.8	2.3	3.1	0.0	100.0
知的障がい	人	12	5	20	22	3	3	2	0	67
	%	17.9	7.5	29.8	32.8	4.5	4.5	3.0	0.0	100.0
精神障がい	人	7	2	17	18	2	2	1	0	49
	%	14.3	4.1	34.7	36.7	4.1	4.1	2.0	0.0	100.0

その他の回答：役所

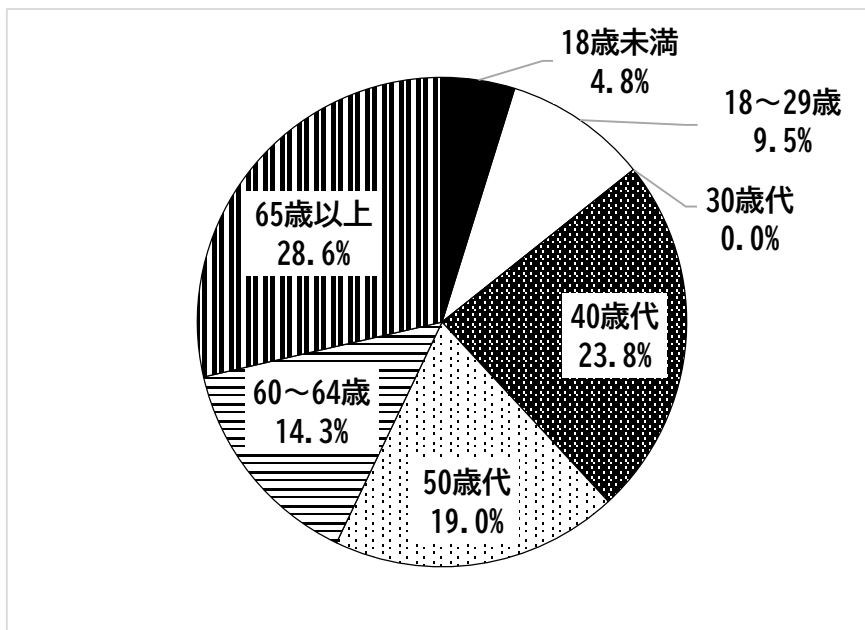


⑱ 成年後見制度を知っていますか。

区分		知っている	名前は聞いたことがある	知らない	未回答	計
全体	人	21	30	27	26	104
	%	20.2	28.8	26.0	25.0	100.0
身体障がい	人	14	20	17	17	68
	%	20.6	29.4	25.0	25.0	100.0
知的障がい	人	7	7	10	7	31
	%	22.6	22.6	32.2	22.6	100.0
精神障がい	人	5	6	5	6	22
	%	22.7	27.3	22.7	27.3	100.0

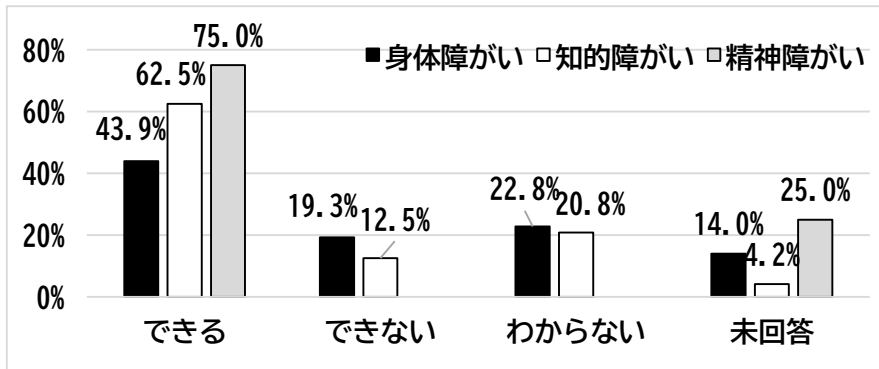


【「知っている」と答えた方の年齢別割合】



② 災害時にひとりで避難できますか。

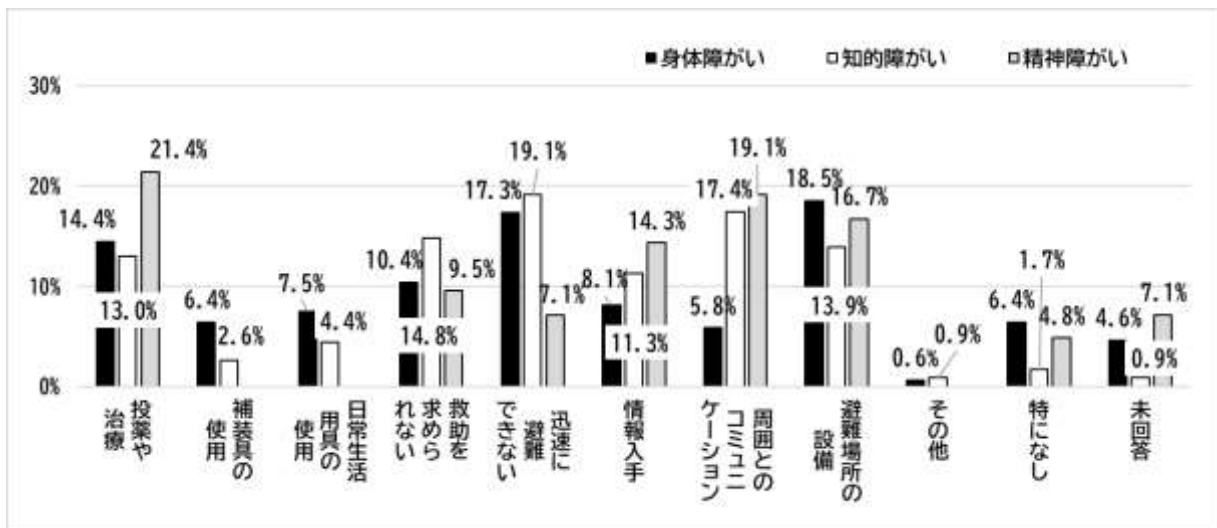
区分		できる	できない	わからない	未回答	計
全体	人	40	11	15	12	78
	%	51.3	14.1	19.2	15.4	100.0
身体障がい	人	25	11	13	8	57
	%	43.9	19.3	22.8	14.0	100.0
知的障がい	人	15	3	5	1	24
	%	62.5	12.5	20.8	4.2	100.0
精神障がい	人	9	0	0	3	12
	%	75.0	0.0	0.0	25.0	100.0



③ 災害時に困ることは何ですか。(複数回答可)

区分		投薬や治療	補装具の使用	日常生活用具の使用	救助を求められない	迅速に避難できない	情報入手	周囲とのコミュニケーション	避難場所の設備	その他	特になし	未回答	計
全体	人	40	11	15	30	44	26	30	49	1	13	12	271
	%	14.7	4.1	5.5	11.1	16.2	9.6	11.1	18.1	0.4	4.8	4.4	100.0
身体障がい	人	25	11	13	18	30	14	10	32	1	11	8	173
	%	14.4	6.4	7.5	10.4	17.3	8.1	5.8	18.5	0.6	6.4	4.6	100.0
知的障がい	人	15	3	5	17	22	13	20	16	1	2	1	115
	%	13.0	2.6	4.4	14.8	19.1	11.3	17.4	13.9	0.9	1.7	0.9	100.0
精神障がい	人	9	0	0	4	3	6	8	7	0	2	3	42
	%	21.4	0.0	0.0	9.5	7.1	14.3	19.1	16.7	0.0	4.8	7.1	100.0

その他の回答：食事に対する不安。母と2人のため物資や医給を受けること（その場に取りに行くこと）が難しい



② 障害福祉サービスや行政の取組についてのご意見（自由記載）

【障がいについて】

- ・日常普通にすごせていると思われているが、薬を飲まないで生活リズムがくるって日常生活をおくれなくなる。薬を飲んだ状態だけで判断されると困ると思うってしまうことがある。
- ・発達障害の特性があると不器用（人によってさまざまですが）で覚えることに時間もかかります。そのためたくさんの経験をさせて、ゆっくりながらも成長してほしいと思っています。ただ、送迎の大変さ、習い事の数々の出費、一般家庭はかなりの負担になります。限界があります。発達障害の習い事支援があったらもっと経験させてあげれるのになあと思いました。
- ・補聴器を両耳にしているが、聞き取りにくく、人中出现るとストレスがたまっていきたくないが、子どもが統合失調症なので、話を聞きに行かないとすごくストレスがたまる。何を話しているのかあまりわからない。

【障害福祉サービス等について】

- ・今利用しているサービス以外、わからないサービスがたくさんあり、本人がサービスの対象なのか違うのかもわからないと痛感した。
- ・毎年同じ手続きをしなくてもよいようにしてほしい。
- ・身体障害者手帳を取得するとき、字が見えにくいのでと相談して拡大鏡を得た。はっきり言ってどこに相談すればいいのかわからない。
- ・生活するためにはお金が必要。手当がなければ生きていけない。
- ・障害児が大人になるにつれて、「施設の入所」しか道がなくなる。また、その施設も空きがなかったりするし、老年と同じ施設だったり。家で一緒にすごしたいと考えても、中学・高校となるにつれて、小学校であれば放課後等デイサービスのようなサービスがあるのに、そういうサービスがなくなる。成人になると、サービスを使っても10時～16時で帰ってくるのとこのことで、親も仕事すらしっかりできない状況になる。仕事がしっかりできて、なおかつ、家で一緒にすごせるようになるために、そこら辺のサービスの見直しや充実を検討してほしい。少しでも障害者が普通に楽しく、他の子と同じように家族ですごせるようお願いします。
- ・障害のある方が入る施設と、年寄りが入る施設はわけた方がいいと思う。障害のある方は、長期のリハビリで動作を獲得していくことも多い。そのため、ただただ介助をすることが大切なのではないからだ。また、今までできていた人へ対しておこなうリハビリと、まだ動作を獲得してなくて、獲得するために行うリハビリの内容や介入も違ってくるため。

【その他のサービスについて】

- ・介護保険サービスを利用し、施設入所等の場合、家族、本人の意向を聞き、安心して利用できるような施設、職員の質の向上とやさしさを願いたいです。事務的な職員が上司だと不安になる。利用者さんは人ですので。市役所には指導、チェックをお願いしたいです。
- ・現在、医療院に入所していますが、老人のためそれほど食欲もなく、それほど食べられないのに、栄養面を考えてのことなのかもしれませんが、量が多く感じます。いつも残してばかりでもったいなく感じます。一日の食費の負担も大きく感じています。

【施設整備について】

- ・バリアフリーは進んできてるように思うが、あまり意味をなさないバリアフリーが多すぎる。
- ・職場がいつまでたっても色んな理由をつけられてエレベーターをつけてくれない。

【窓口対応について】

- ・窓口の対応で、書類を持ってくるのを忘れたときに、職員がイラついた様子を見せたが、それで混乱した。対応する職員は、見ただけではわからない障がい者への対応を勉強してほしい。その理解があるかどうかで、こちらも安心する。職員は障がい者が自分のペースでできないことをイラつくのではなく、こちらのペースに合わせて動く柔軟さがほしい。

【アンケートについて】

- ・P15～21の問い（問36）がわかりにくかった。
- ・本人が知的（重度）障害のため、家族が答えました。記入する際、難しいなど悩みながら。もっとわかりやすく簡単に答えられる方がよいのでは。
- ・A4用紙印刷代等の費用があるのであれば、経済的に困っている方や医ケア児のために税金を使用してほしい。障害者の文字を「障がい」に直せないんでしょうか。まれにふりがなの文字がかぶってるところが見られた。気にしたことないんだろうなど感じた。郵送する前にきちんと確認してしてますか。
- ・施設へ入所しているので回答に困る。

3 障がい福祉計画に関する事業所アンケート調査（抜粋）

(1) アンケート調査の概要について

① 調査の目的

「平川市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」策定にあたって、事業所の状況や障がい者を取り巻く現状、課題を把握し、計画策定の参考とするためアンケートを実施。

② 調査対象

市内の全事業所（障害福祉サービス事業所設置主体：全17か所）

③ 調査期間

令和5年8月1日～21日

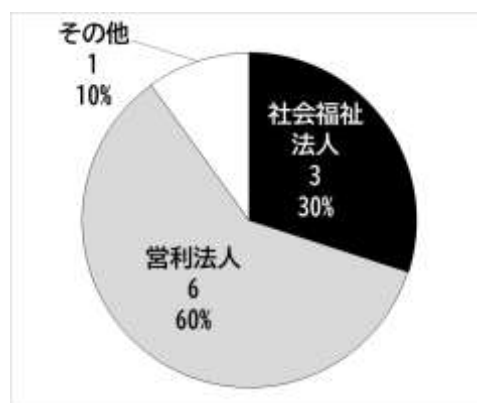
④ 回収結果

回収数：10設置主体（14事業所）、回収率：58.8%

(2) 調査内容及び結果

① 設置主体について

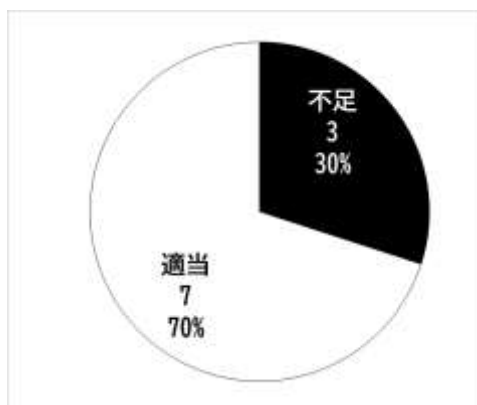
社会福祉法人	3
NPO法人	0
営利法人	6
その他	1
計	10



③ 運営状況について

○職員の過不足

不足	3
適当	7
過剰	0
計	10



○職員定着のために行っている取組（複数回答）

給与面の改善	5
勤務条件の改善	4
福利厚生面の改善	5
資格取得の金銭的支援	7
資格取得の休暇取得支援	4
研修機会の確保	6
その他	1
特になし	0
計	32



○事業運営上の問題点・課題点（複数回答）

職員の確保が困難	6
職員の雇用条件・福利厚生	2
人件費支出が高い	5
事務費などの経費が高い	1
サービス単価が低い	5
事務作業が多い	6
利用者の確保が困難	4
同業者が多く競争が激しい	0
その他	0
特になし	0
計	29



④ 現在のサービス提供について（市内全事業所）

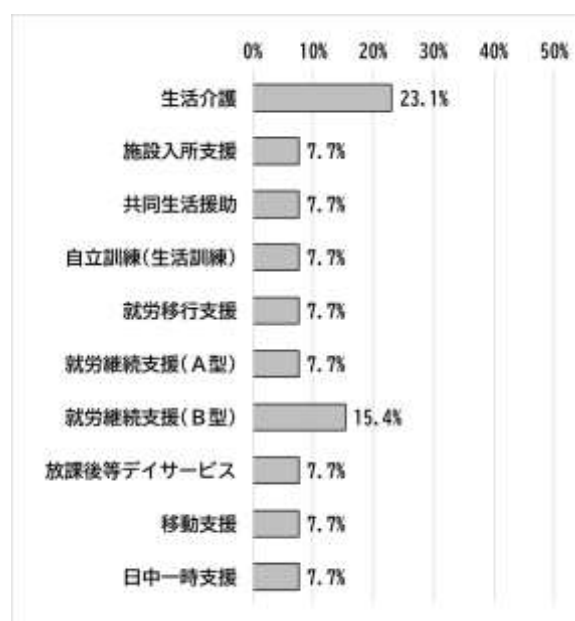
サービス種別	提供事業所数 (か所)	定員 (人)	備 考
居宅介護	6	—	定員設定なし有
重度訪問介護	4	—	定員設定なし有
同行援護	2	10	
行動援護	2	10	
施設入所	2	90	
短期入所	4	—	定員設定なし有
生活介護	5	146	
グループホーム	3	24	
就労移行支援	1	10	
就労継続A型	1	10	
就労継続B型	6	150	
計画相談支援	3	—	定員設定なし
地域移行支援	1	—	定員設定なし
地域定着支援	1	—	定員設定なし
児童発達支援	2	17	
保育所等訪問支援	2	—	定員設定なし
放課後等デイサービス	3	33	
障害児相談支援	1	—	定員設定なし

※現在、提供中のサービス種別のみ記載

⑤ 利用者ニーズ

○増えていると思われるサービス

生活介護	3
施設入所支援	1
共同生活援助	1
自立訓練(生活訓練)	1
就労移行支援	1
就労継続支援(A型)	1
就労継続支援(B型)	2
放課後等デイサービス	1
移動支援	1
日中一時支援	1
計	13



○減っていると思われるサービス

短期入所	2
生活介護	1
施設入所支援	1
就労継続支援(B型)	1
計	5



⑥ 今後のサービス提供の方向性

○新規、拡大を検討

生活介護	2
共同生活援助	2
自立訓練(生活訓練)	1
就労移行支援	1
就労継続支援(B型)	1
計画相談支援	2
計	9

○縮小、廃止を検討

なし

⑦ 事業所のアピール等について（対象者、送迎の有無、工賃、就労実績など）

【就労支援】

- ・対象者1人で身の回りのことができる方であればどなたでも受入可能
- ・送迎・昼食サービス無料、工賃227円/時間。
- ・片道10km圏内であれば送迎無料、希望者には有料で食事を提供。
- ・工賃アップ・皆勤手当あり。
- ・作業種目が豊富で、工賃以外に期末・夏期、冬期手当あり。
- ・工賃向上に積極定に取り組んでいる（平均月額2万円超）。
- ・利用者様おひとりおひとりと向き合い、相談事に耳を傾ける。他事業所様ともつながる。
- ・相談支援・グループホームとも情報共有し、不安のないようお過ごしいただく。
- ・利用者様1人1人にきめ細やかに対応。体力等に合わせ、週1回、半日の利用も可。
- ・作業内容、種目が豊富。
- ・様々な作業の中から1人1人に合わせた作業を提供。施設外作業、イベント等様々な場所に出かける機会が多く、交流人口が多いのも特徴。

【生活介護・施設入所支援】

- ・買い物外出の機会あり。
- ・りんご畑に囲まれ、自然豊かな環境の中での活動は気持ちよく過ごせる。
- ・食事管理栄養により、その人に合わせたメニューを提供し、日本全国のご当地メニューなど、珍しい食事なども楽しめる。

⑧ 平川市の障がい福祉行政に対する意見

- ・庁舎のスペースで物販を検討してほしい。
- ・今後も利用者様のために良い支援ができるよう、情報提供していただきたい。
- ・障害者優先調達推進法に基づく発注を長年継続していただき、利用者の仕事量の確保、安定した収入につながっている。
- ・今後も就労支援事業を通じて地域との関りを深めたいと考えている。市には就労支援をはじめとして継続的な協力をお願いしたい。
- ・就労支援部会が発足し、横のつながりが増えて勉強になることが多くありがたい。

平川市地域自立支援協議会設置要綱

平成19年1月29日

平川市告示第6号

改正 平成28年11月1日告示第151号

改正 令和2年12月1日告示第218号

(設置)

第1条 この告示は、障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として設置する平川市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク機構に関すること。
- (4) 平川市障がい者計画・障がい福祉計画の審議に関すること。
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 社会福祉施設関係者
- (4) 障がい者団体関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、特定の事項について協議、検討するため、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(守秘義務)

第9条 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年11月1日告示第151号)

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月1日告示第218号)

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

平川市地域自立支援協議会委員名簿

区 分	所 属	氏 名	備 考
(1) 知識経験を有する者（2名）	独立行政法人国立病院機構 青森病院	品川 友江	小児科医長
	平川市国民健康保険 平川診療所	大湯 久仁子	主任看護師
(2) 社会福祉団体関係者（1名）	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会	佐藤 毅信	地域福祉係主幹
(3) 社会福祉施設関係者（6名）	障害者支援施設 旭光園	柳谷 純子	相談支援専門員
	障害者支援施設 青葉寮	岡崎 亮	サービス管理責任者
	社会福祉法人 ほほえみ	今井 隆太	副理事長
	特定非営利活動法人 結	山本 悠里	施設長
	特別養護老人ホーム緑青園	工藤 浩行	事業次長
	地域生活支援センター ぴあす	五代儀 明子	所長
(4) 障がい者団体関係者（1名）	平川市身体障害者福祉会	山田 恵子	副会長
(5) 関係行政機関の職員（3名）	中南地域県民局 地域健康福祉部 保健総室	舘田 有佳子	主幹専門員
	平川市教育委員会 指導課	岩澤 正和	指導主事
	平川市健康福祉部	工藤 伸吾	部長

合計 13名



やっぱりここだね、
平川市
NOSTALGIC CITY HIRAKAWA

第7期平川市障がい福祉計画・第3期平川市障がい児福祉計画

発行年月 令和6（2024）年3月

発行 平川市

〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山 25 番地 6

TEL 0172-44-1111 FAX 0172-44-0068

URL <http://www.city.hirakawa.lg.jp>

編集 健康福祉部 福祉課

この印刷物は、90部作成し、印刷経費は1部あたり676.5円です。